佐賀大学

高等教育開発センター

自己点検・評価報告書

平成21年10月

目　　次

１　高等教育開発センターの目的及び概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３頁

２　実施体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７頁

３　教員及び教育支援者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11 頁

４　学生支援等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17 頁

５　施設・設備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19 頁

６　教育の質の向上及び改善のためのシステム　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23 頁

７　管理運営　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34 頁

８　研究活動の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46 頁

９　部門別活動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54 頁

【資料編】

１　規程集　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63 頁

２　アンケートの結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80 頁

1. 高等教育開発センターの目的と概要

1.1 高等教育開発センターの目的

（１）観点ごとの分析

１－１ センターの目的

【観点に係る状況】

佐賀大学高等教育開発センター（以下「センター」という）は、佐賀大学（以下「本学」という）の教育について調査・研究するとともに、その成果を教育活動に適用し、本学の目的と使命を達成することを目的としている。また、センターの目的は、佐賀大学高等教育開発センター規則に定め、センターのホームページ（http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/rules.html参照）に掲載することによって公表している。

資料 1-1-1

第２条　センターは、佐賀大学（以下「本学」という。）の大学教育について調査・研究するとともに、その成果を実際の教育活動に適用し、本学の目的と使命を達成することを目的とする。

（出典　佐賀大学高等教育開発センター規則）

【分析結果とその根拠理由】

センターの目的を、ホームページに掲載することによって公表している。このことから、センターとして目的を明確に定め、周知していると評価できる。

1.2 高等教育開発センターの概要

【観点に係る状況】

センターの部門編成をさらに機能的なものにするため、引き続き組織再編を進め、修学支援部門、教育支援部門、企画評価部門、教育開発部門の 4 部門から修学支援部門、教育支援部門、企画評価部門、英語教育開発部門、教育システム開発部門の 5 部門体制に改め、以下の業務を担当した。

修学支援部門：

⑴　学生の修学を支援するシステムの調査研究

⑵　学生の修学改善

⑶　学生の修学指導方法の開発

(4)　その他大学教育に関する修学支援に必要な事項

教育支援部門：

(1)　FD 及びその成果を利用した教育支援

(2)　授業評価及び教育方法についての調査、分析による教育方法の改善

(3)　教育評価法の開発と適用

(4)　その他大学教育に関する教育支援に必要な事項

企画評価部門：

(1)　大学教育の改善

(2)　大学の教育活動の評価に必要な調査

(3)　その他センター長が指示する事項の企画及び調査

英語教育開発部門：

(1)　英語教育の教材開発に関すること

(2)　英語の教育方法及び教育改善に関すること

(3)　その他英語教育に関する教育支援に必要な事項

教育システム開発部門：

(1)　教養教育その他全学の教育に関する教育システムの開発

(2)　教育資源の調査及び開発

(3)　その他高等教育の開発に関する事項

各部門の業務はセンター規則（資料編：規程集【p.67】参照）をホームページに記載することによって周知した。また、大学教育委員会及びセンター運営委員会の委員を対象として、引き続き点検・評価アンケート（巻末の資料編を参照）を実施し、センターの活動が認識されているかどうかについて調査を行っている（資料Ａ参照）。

資料Ａ

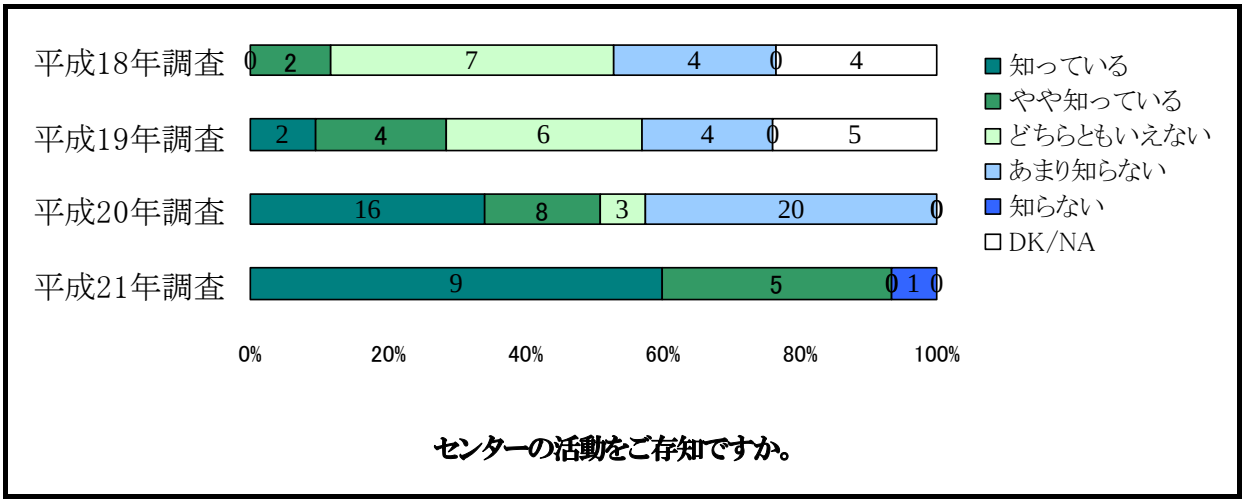

（出典　佐賀大学高等教育開発センター　自己点検評価アンケート）

【分析結果とその根拠理由】

前年度に引き続き、センターの活動をホームページに記載するとともに、大学教育年報（http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/Publications.html参照）を発行することにより周知した。また、今年度からセンターの活動記録をホームページから閲覧可能にしている。資料Aを参照する限り、センターの活動を「知っている」「やや知っている」とする回答の割合が調査開始時から大幅に増えていることから、センターの活動に対する認識はかなり高まったといえる。

1.3 中期計画等実施状況

【観点に係る状況】

高等教育開発センターが主担当になっている年度計画の進捗状況に示されている通り、平成20年度も平成19年度に引き続き、大学教育委員会と連携した活動を中心に行った。平成20年度は5項目の年度計画を遂行し、大学教育の改善に資する活動に幅広く取り組んだ。国立大学法人佐賀大学の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果では、「優れた点」として高等教育開発センターの業務実績が挙げられている。（資料Ａ及び資料Ｂ参照）。

資料Ａ

年度計画番号	平成20年度計画	進捗状況（2月） ※「予定である」の箇所は年度内に達成した。
001-01	①高等教育開発センターの各部門は，引き続き大学教育委員会と連携し，教育改善に必要な調査，ｅラーニング等による教育支援や教育研修に取り組み，教育活動のPDCAサイクル全般を支援する。	①「英語教育開発部門を新設し、５部門体制とした。また、業務内容が明確となるように、教育開発部門を教育システム開発部門と改名した。今年度も大学教育委員会の専門委員会委員長を当センター教員が務めることで、互いの連携体制を確立している。修学支援部門では、来年度の本学教務システムの更新に向けてシラバスを見直し、その検討結果をまとめ大学教育委員会教務専門委員会に提案した。企画評価部門では、卒業生及び修了生対象のアンケートについて、20年度にアンケートを実施するとともに、19年度分の分析結果を報告書としてまとめて大学教育委員会に提出した。大学機関別認証評価の対応として、自己評価書の作成資料となる「平成１９年度教育活動等調査報告書」を取りまとめ調査評価課に提出するとともに、教員選考の実態調査を実施し、その分析結果を教員組織編成等に関する資料としてまとめ大学教育委員会に提出した。センター長を含め、３名のセンター教員がGPシーズの審査に協力した。
038-01	①大学教育委員会と高等教育開発センターを中心に，学生の将来を見据えた全学的な教育改善のための調査研究を実施し，その結果を各学部及び研究科が行う講演会，研修会，公開授業等のFD活動に活用する。	① 大学教育委員会と連携し、昨年７月にLMSを活用した授業の実践に関して、今年２月には学士力をテーマとしたFD・SDフォーラムを開催した。２名の教員インタビューを行い、その内容を高等教育開発センターのホームページで公開した。また、教育功績等表彰第１号者による座談会を開催し、その内容を編集し、3月に発行する大学教育年報に掲載する予定である。さらに、入試データを教育支援へ生かす方法を検討し、その結果を大学教育年報に掲載する予定である。昨年度の卒業予定者アンケートの集計を行い、また、学生（学部３年生、修士２年生）対象アンケートを実施・集計し、それらの分析結果を大学教育委員会に報告した。また、本年度の卒業予定者アンケートを実施した。さらに、平成１９年度教育活動等調査報告書の取りまとめを行い、認証評価の自己評価書の素案として、調査評価課に提出した。
062-01	①引き続き，教員は高等教育開発センターと連携して教育方法等の開発に取り組む。	①「今年度から新たに３名の併任教員（文化教育学部１名、経済学部１名、理工学部１名）を配置するとともに、２名の協力教員（理工学部１名、農学部１名）を受け入れた。学内の協力教員とともに、数学と物理のＬＭＳ用の問題を作成し、ｅラーニングスタジオと協力してＬＭＳコンテンツとして作成し、来年度から運用できるように準備している。また、教育功績等表彰第２号者による座談会を開催後、授業の実践方法を中心に編集し、3月に発行する大学教育年報に掲載する予定である。

064-01	①学部及び教養教育運営機構は，高等教育開発センターと連携してICT（Information and Communication Technology）活用型教材の開発研究を行うとともに，引き続きインターネット講義を開講する。	①「 教養教育主題科目ネット授業「伝統工芸と匠」のｅラーニング教材を開発した。また、次年度に向けて教養教育主題科目ネット授業「人間社会とコミュニケーション」のコンテンツを修正している。
065-01	①引き続き，高等教育開発センターがＦＤ活動の企画立案を行い，大学教育委員会が学部・研究科等の教育活動の組織的改善を行う。	①「 学生（学部３年生、修士２年生）対象アンケートを実施し、その分析結果を大学教育員会に報告した。また、大学教育委員会と連携し、LMS を活用した授業の実践に関する FD・SD フォーラムを７月に、また、2009 年２月に「学士力」をテーマとした第２回目のFD・SDフォーラムを開催した。

（出典　平成20年度年度計画の進捗状況報告）

資料Ｂ

３．優れた点、改善を要する点、特色ある点

（優れた点）

○　中期計画「高等教育開発センターの３部門（教養教育部門、企画開発部門、教育支援・教育評価部門）を充実し、これらを中核として教育改革を推進する」について、高等教育開発センターの３部門の活動を平成 16 年４月から開始し、その後、「修学支援」「教育支援」「企画評価」「教育開発」の４部門に再編して充実を図り、各部門長が大学教育委員会及び関連の専門委員会に参加する体制を整備し、佐賀大学の教育改革を推進する中核として機能を発揮するなどの取組により、佐賀で学ぶ学生のアイデンティティーを高め地域社会を理解し豊かな感性を養うためのカリキュラムが整備されており、また学生による授業評価の集計結果から、学生の課題探求と問題解決力が養われていることは、優れていると判断される。

○　中期計画「教育関連委員会と高等教育開発センターが連携して、全学的に教育改善を推進する」について、学生の意見を活用し、学部・学科等の教育組織による授業点検・評価を行うなどして、教育改善を立案する PDCA サイクルを立ち上げ機能していることは、優れていると判断される。

（出典　国立大学法人佐賀大学の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果）

【分析結果とその根拠理由】

併任教員が多く、教員１人当たりの業務負担が大きいのに対し、業務の内容が多岐にわたっている点を考慮すれば、センターは概ね精力的に活動し、中期目標および中期計画の達成に寄与していると評価できる。

2. 実施体制

（1）観点ごとの分析

2－1－①　センターの構成が教育研究の目的を達成する上で適切か。

【観点に係る状況】

平成 20 年度から 5 部門体制となったセンターの各部門中 4 部門から、大学教育委員会の教務専門委員会、FD 専門委員会、企画評価専門委員会、新たに設置された ICT 専門委員会に委員として参加した（資料 A 参照）。さらに、企画評価部門長が企画・評価専門委員長の任にあたるとともに、大学教育委員会の教務専門委員長と FD 専門委員長が修学支援部門、教育支援部門に協力教員となることにより、引き続き部門活動と大学教育委員会の専門委員会の活動が一体となるよう、連携体制を維持した。

なお、教養教育運営機構には、引き続き高等教育開発センターの併任教員（修学支援部門）が協議会の構成員等として参加した（資料 B 参照）。

資料 A

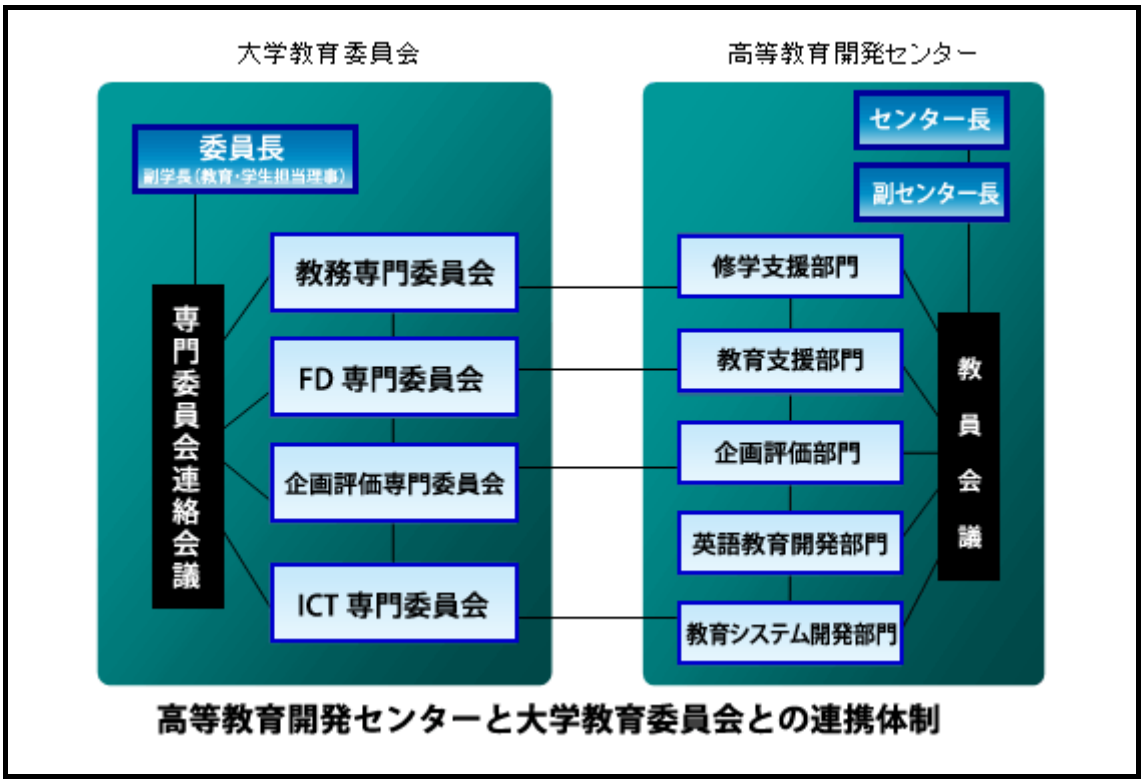

（出典　佐賀大学高等教育開発センター・ホームページ http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/organization.htmlから）

資料Ｂ

平成２０年度教養教育運営機構委員名簿

◎教養教育運営機構長　　遠藤　　隆　　（５部会所属）内線８８４４
◎教養教育運営機構副機構長　上田　敏久（教務委員長）（５部会所属）内線８７８９
◎教養教育運営機構副機構長　村山　詩帆（広報委員長）（７部会所属）内線８９８７
◎教養教育運営機構副機構長　渡　　孝則（ＦＤ委員長）（６部会所属）内線８６８３

	部　会	部会長	部会幹事		
1	文化と芸術	牛塚　和男 教授　文教 8341	山田　潤次　（教） 教授　文教 8331	今野　厚子　（広） 教授　文教 8220	板橋　江利也（F） 講師　文教 8327
2	思想と歴史	都築　　彰 教授　文教 8235	藤永　　豪　（教） 講師　文教 8384	後藤　正英　（広） 講師　文教 8272	高橋　良輔　（F） 講師　文教 8284
3	現代社会の構造	畑山　敏夫 教授　経　8431	山本　長次　（教） 准教授　経　8468	吉岡　剛彦　（広） 准教授　文教 8274	三好　祐輔　（F） 准教授　経　8426
4	人間環境と健康	久野　建夫 教授　文教 8278	網谷　綾香　（教） 講師　実践　8277	永尾　晃治　（広） 准教授　農　8781	藤田　君支　（F） 准教授　医　2542
5	数理と自然	清田　　勝 教授　理工 8953	北村　二雄　（教） 教授　理工 8550	河野　宏明　（広） 准教授　理工 8538	嬉　　正勝　（F） 講師　文教 8311
6	科学技術と生産	西尾　光弘 教授　理工 8656	野口　英行　（教） 教授　理工 8674	上野　大介　（広） 講師　農　8793	古賀　勝喜　（F） 講師　理工 8694
7	地域と文明	青木　歳幸 教授　地域 8379	日野　剛徳　（教） 准教授　低平 8612	瀧　健治　（広） 教授　医　3543	澤島　智明　（F） 准教授　文教 8308
8	外国語	小野　浩司 教授　文教 8289	吉中　幸平　（教） 教授　文教 8291	高野　吾朗　（広） 准教授　医　2185	中村　朱美　（F） 准教授　留　8984
9	健康・スポーツ	金崎　良三 教授　文教 8361	松山　郁夫　（教） 准教授　文教 8364	山津　幸司　（広） 講師　文教 8302	坂元　康成　（F） 准教授　文教 8360
10	情報処理	岡島　俊哉 准教授　文教 8313	大月　美佳　（教） 講師　理工 8858	和田　康彦　（広） 教授　農　8787	安田　伸一　（F） 准教授　経 8436
高等教育開発センター		山下宗利　（教）			

文教：文化教育学部、経：経済学部、医：医学部、理工：理工学部、農：農学部
実践：附属教育実践総合センター、地域学歴史文化研究センター、低平地研究センター
高：高等教育開発センター
（教）：教務委員、（広）：広報委員、（F）：ＦＤ委員

（出典　平成 20 年度教養教育運営機構委員名簿の該当箇所）

資料Ｃ

平成20年度　佐賀大学大学教育委員会・各専門委員会委員

平成20年4月

学部等	職　名	氏　名	学内電話	任期	メールアドレス	専門委員会
委員長	副学長	田代洋丞	8102	職　指　定	tashiroy@cc.saga-u.ac.jp	
文化教育	学部長	撫尾知信	8210	職　指　定	utsuot@cc.saga-u.ac.jp	
	准教授	川野良信	8314	H20.4.1～	kawanoy@cc.saga-u.ac.jp	
	教　授	大元　誠	8276	H20.4.1～	ohmotom@cc.saga-u.ac.jp	
	教　授	山下宗利	8230	H17.4.1～	yama@cc.saga-u.ac.jp	
経済	学部長	富田義典	8453	職　指　定	tomitay@cc.saga-u.ac.jp	
	准教授	丸谷浩介	8475	H20.4.1～	marutani@cc.saga-u.ac.jp	
	教　授	米倉　茂	8420	H19.4.1～	yonekurs@cc.saga-u.ac.jp	
	准教授	大坪　稔	8447	H20.4.1～	otsubo@cc.saga-u.ac.jp	
医	学部長	木本雅夫	2255	職　指　定	kimoto@cc.saga-u.ac.jp	
	教　授	増子貞彦	2221	H16.4.1～	masuko@cc.saga-u.ac.jp	
	教　授	藤本一眞	2351	H16.4.1～	fujimotk@cc.saga-u.ac.jp	
	教　授	齊藤ひさ子	2550	H20.4.1～	saitohi@cc.saga-u.ac.jp	
理工	学部長	中島　晃	8510	職　指　定	rgakubucho@cc.saga-u.ac.jp	
	教　授	宮良明男	8623	H18.4.1～	miyara@me.saga-u.ac.jp	
	教　授	渡辺健次	8828	H20.4.1～	watanabe@is.saga-u.ac.jp	
	准教授	兒玉浩明	8562	H20.4.1～	hiroaki@cc.saga-u.ac.jp	
農	学部長	野瀬昭博	8710	職　指　定	nosea@cc.saga-u.ac.jp	
	准教授	佐藤　孝	8773	H19.4.1～	sugartap@cc.saga-u.ac.jp	
	教　授	近藤榮造	8748	H20.4.1～	kondoe@cc.saga-u.ac.jp	
	准教授	一色司郎	8740	H20.4.1～	isshiki@cc.saga-u.ac.jp	
教養教育	機構長	遠藤　隆	8844	職　指　定	endo@cc.saga-u.ac.jp	
	准教授	村山詩帆	8967	H19.4.1～	murayas@cc.saga-u.ac.jp	
	准教授	上田敏久	8789	H20.4.1～	uedat@cc.saga-u.ac.jp	
	教　授	渡　孝則	8683	H20.4.1～	watarit@cc.saga-u.ac.jp	
高等教育	センター長	大石祐司	8668	職　指　定	oishiy@cc.saga-u.ac.jp	
	教授	和田康彦	8787	H19.5.1～	ywada@cc.saga-u.ac.jp	
	教授	船久保公一	8535	H20.4.1～	funakubo@cc.saga-u.ac.jp	
	准教授	皆本晃弥	8508	H20.4.1～	minamoto@is.saga-u.ac.jp	
保健管理	センター所長	佐藤　武	8180	オブザーバー	satot@cc.saga-u.ac.jp	
留学生センター	センター長	田端正明	8560	オブザーバー	tabatam@cc.saga-u.ac.jp	
学務部	学務部長	黒川好文	8160		kurokawy@cc.saga-u.ac.jp	
	教務課長	松尾　訓	8161		matsuosa@cc.saga-u.ac.jp	
	教務課副課長	奥村直美	8162		okumuran@cc.saga-u.ac.jp	
	係長（教育管理主担当）	佐藤和男	3160		satokazu@cc.saga-u.ac.jp	
	係長（教育企画主担当）	江崎　浩	8163		esakih@cc.saag-u.ac.jp	
	係員	髙尾雅弘	8164		takao@cc.saga-u.ac.jp	
医学部	学生サービス課長	渡邊一成	3103		iwatana@cc.saga-u.ac.jp	
	学生サービス課副課長	田崎法人	3126		tasakin@med.saga-u.ac.jp	
	係長（看護学教育主担当）	白木圭二	3358		shirakik@cc.saga-u.ac.jp	

（備考）両キャンパス間の架電には、4桁の数字の前に6を附してください。

（出典　平成20年度大学教育委員会名簿の該当箇所）

【分析結果とその根拠理由】

大学教育委員会との連携体制が引き続き維持され、部門活動に関係のある実績を有する教員を併任教員として委嘱するなどの工夫を行っている。しかしながら、専任教員が2名しかいないセンターの構成では、併任教員が抱えるセンターの業務や大学教育委員会との連携体制の維持に必要な負担が過大になっている。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

大学教育委員会の４つの専門委員会との連携を実現し、情報の交換効率を維持している点は評価できる。

【改善を要する点】

大学教育委員会との連携は中期計画に定められている事項であるが、連携体制の強さは、センターの教員が大学教育委員会の４つの専門委員会の委員長を兼ねることができるかどうかにかかっている。平成20年度は、教務専門委員長及びFD専門委員長が協力教員としてセンターの活動に参加していたが、平成21年度からは併任教員として参加しており、連携体制の強さを支える構成を維持している。

3. 教員及び教育支援者

（１）観点ごとの分析

３－１－⑤　大学の目的に応じて、教員組織の活動を活性化するための適切な処置が講じられているか。

【観点に係る状況】

平成20年度から、教育システム開発部門に新たに専任教員１名を配置し、前年度から引き続き学長裁量の全学運用仮定定員枠により専任准教授１名を企画評価部門に配置した。また、佐賀大学高等教育開発センター協力教員に関する内規（資料A）により、修学支援部門に１名、教育支援部門に１名の協力教員を、各部門長の推薦に基づき配置した。教育システム開発部門については、佐賀大学高等教育開発センター客員研究員受入内規（資料B）による特任教授（平成21年度から特任教員に名称変更）を３名配置した。

さらに、平成20年度は英語教育開発部門を新設し、女性教員１名を含む外国人の招聘教員の選考を行うなどの措置を講じた。なお、教員の平均年齢は、約51歳となっている（資料C参照）。

資料Ａ

佐賀大学高等教育開発センター協力教員に関する内規

（平成１８年７月２５日制定）
（趣旨）
第１条　この内規は，佐賀大学高等教育開発センター（以下「センター」という。）における協力教員に関し，必要な事項を定めるものとする。
（協力教員）
第２条　協力教員とは，センターの業務を推進するために，佐賀大学の専任教員のうちから，部門長の推薦に基づき，センター長が委嘱する教員をいう。
（任期）
第３条　協力教員の任期は，１年以内とし，再任を妨げない。
（業務の内容）
第４条　協力教員は，推薦した部門長の属する部門の活動に参加するものとする。
２　協力教員は，センターの会議等に出席することができる。ただし，運営委員会については，委員以外の者の出席として意見を求められた場合を除き，出席することができない。
（雑則）
第５条　この内規の実施に関し，必要な事項は，センター長が定める。

附　則
この内規は，平成１８年７月２５日から施行する。

資料Ｂ

佐賀大学高等教育開発センター客員研究員受入内規

（平成１８年４月１１日制定）

（趣旨）

１　この内規は，学術研究者（受入れについて別に定めのある学術研究者を除く。以下「客員研究員」という。）を佐賀大学高等教育開発センター（以下「センター」という。）に受け入れる場合の取扱いについて定める。

（目的）

２　この制度は，客員研究員をセンターに受け入れることで，センターの教育研究等の進展に寄与することを目的とする。

（受入基準）

３　客員研究員として受け入れることのできる者は，センターの教員と協力してセンターの活動に特に大きな寄与が期待できると認められる者とする。

（名称の付与）

４　客員研究員には，佐賀大学高等教育開発センター特任教授，同特任助教授又は特任研究員の名称を付与することができる。

（受入期間）

５　客員研究員の受入期間は，１年以内とする。ただし，高等教育開発センター長（以下「センター長」という。）が特に必要があると認めるときは，受入期間を延長することができる。この場合における期間延長の手続きは，第６項から第７項までの規定を準用する。

（受入れの申出）

６　客員研究員を受け入れようとする部門の部門長は，客員研究員受入調書にセンターの業務と関連する活動の状況を示す資料等を添えて，センター長に申し出なければならない。

（受入れの承認）

７　受入れの承認及び付与する名称の決定は，運営委員会の議に基づき，センター長が行う。

（受入れの承認の取消し）

８　客員研究員が佐賀大学（以下「本学」という。）の規則等に違反したとき又は本学の運営に重大な支障をもたらしたときは，センター長は，客員研究員の受入れの承認を取り消すことができる。

（設備，施設等の使用）

９　客員研究員は，センター長が認める範囲において，施設，設備等を使用することができる。

（給与等の支給）

１０　客員研究員には，給与その他の費用を支給しない。

（学内規則等の準用）

１１　客員研究員には，センターの教員に適用される規則等を準用する。

（雑則）

１２　この内規の実施に関し，必要な事項は，運営委員会の議を経て，センター長が別に定める。

附　則

この内規は，平成１８年４月１１日から施行し、平成１８年４月１日から適用する。

資料Ｃ

	職位等		年 齢
センター長		教授（併）	52 歳
副センター長		教授（併）	53 歳
修学支援部門	部門長	教授（併）	52 歳
		教授（併）	49 歳
		教授（併）	47 歳
		准教授（協）	51 歳
教育支援部門	部門長	准教授（併）	40 歳
		准教授（併）	37 歳
		教授（協）	52 歳
企画評価部門	部門長	教授（併）	52 歳
		准教授（専）	37 歳
英語教育開発部門	部門長	教授（併）	54 歳
教育システム開発部門	部門長	教授（併）	53 歳
		教授（専）	58 歳
		准教授（併）	46 歳
		特任教授	68 歳
		特任教授	57 歳
		特任教授	63 歳

（2009 年 3 月現在）

【分析結果とその根拠理由】

英語教育開発部門を新設し、女性教員１名を含む外国人の招聘教員の選考を行うなど、センターの目的に応じて協力教員、特任教授を柔軟に配置することにより、センターの活動を活性化させるための取り組みが行われている。

３－２－①　教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用されているか。

【観点に係る状況】

教員の採用・昇格は、佐賀大学高等教育開発センター教員選考規程に基づき、選考委員会の議を経て行っている（資料Ａ）。平成20年度に新設した英語教育開発部門の招聘教員を選考するにあたり、教員候補者説明書に研究活動の他、教育的活動、社会における活動等を記載させるようにした（別添資料３－２－①－１参照）。

なお、大学教育委員会及びセンター運営委員会の委員を対象として実施した「佐賀大学高等教育開発センター・自己点検評価アンケート」によれば、センターの教員構成を適切とする評価の割合が平成18年実施調査から平成21年実施調査にかけて大きくなっている（資料Ｂ及び資料編のアンケート参照）。

資料Ａ

（教員選考の原則）
第３条　教員の選考は、センターの理念・目標・将来構想に沿って行う。
２　教員の選考は、原則として、公募により行い、適任者が得られるように努力する。
３　教員の選考においては、社会人及び外国人の雇用について配慮する。

（教員候補者の公募等）
第４条　センター長は、教員を選考する必要があるときは、運営委員会の議を経て、学内外に教員候補者を公募する。ただし、相応の理由がある場合は、運営委員会の議を経て、公募以外の方法により選考することができる。
（選考委員会の設置）
第５条　前条の場合において、センター長は、運営委員会の議を経て、教員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。
（選考委員会の構成員）
第６条　選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
第７条　選考委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
２　委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。
３　委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
（選考委員会の議事）
第８条　選考委員会は、委員の３分の２以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。
２　議事は、出席した委員の３分の２以上の賛成をもって決する。
３　選考委員会が必要と認めたときは、選考委員会に委員以外の者を出席させることができる。
（暫定候補者の選定）
第９条　選考委員会は、国立大学法人佐賀大学教員選考委員会（平１６年４月１日制定）に基づき、履歴、研究業績、社会貢献、国際貢献、教育研究に対する今後の展望等を多面的に評価するとともに、面接、模擬授業、講義録等により、教育の能力を具体的に評価し、調査選考の上、暫定候補者１人を決め、運営委員会に報告する。

（出典　佐賀大学高等教育開発センター教員選考規程）

資料Ｂ

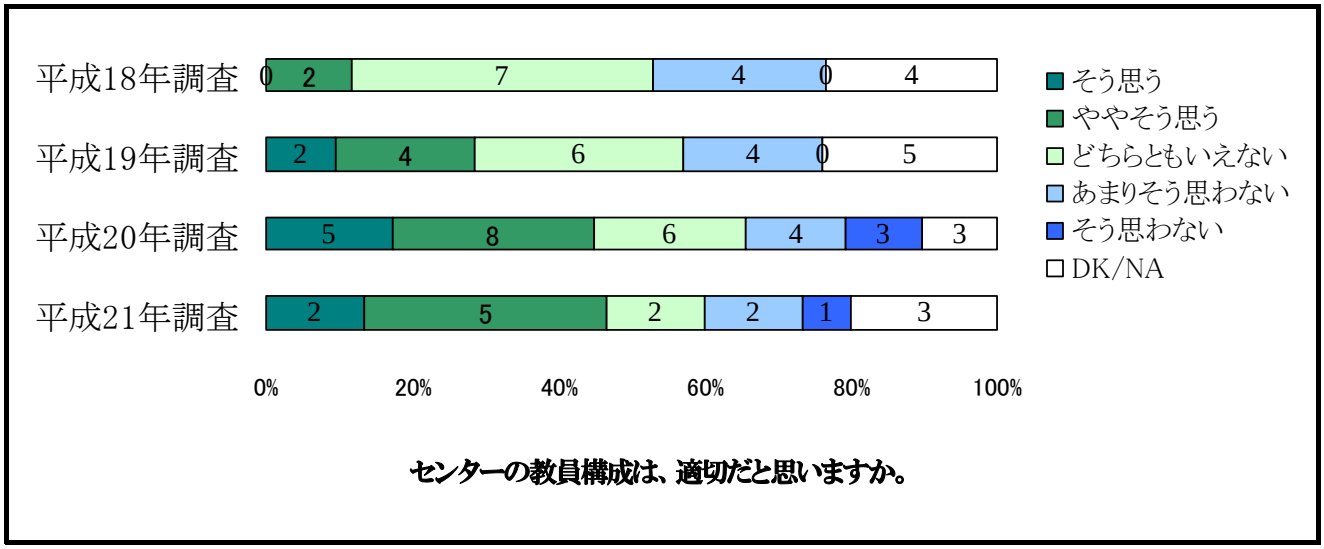

（出典　佐賀大学高等教育開発センター　自己点検評価アンケート）

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用・昇格等の基準は、佐賀大学高等教育開発センター教員選考規程により明確にされている。また、採用した後、センターの業務を円滑に遂行できるよう、研究業績の他、社会貢献、国際貢献、教育研究に対する展望等を多面的に評価していることから、教員の採用・昇格等の基準及びその運用は概ね適切なものになっていると判断できる。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

年齢の構成が特定の年齢層に偏っていないこと、併任教員を学部の偏りが殆どない形で配置できている点は評価できる。

【改善を要する点】

専任教員を新たに１名配置しているが、学部から選出する２年任期の専任教員の枠が廃止されたことから、併任教員については、選考された教員および選考された教員の出身学部に過大な負担を強いている。

（３）基準３の自己評価の概要

センターの教員組織は、5 部門の活動を遂行するための適任者を、協力教員や特任教授として受け入れる体制が整備され、学部横断的な形で編成されている。教員が抱える業務負担の問題は残されているものの、年齢構成については、特定の年齢層に偏らないよう教員配置に配慮している。また、教員の採用・昇格は、研究業績以外に、教育的活動、社会における活動、管理・運営に関する活動を考慮するよう教員選考規程に定め、当該の規程に従って実施している。

4. 学生支援等

（1）観点ごとの分析

4－1－②　学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

大学教育委員会との連携により、学部３年生を対象とした共通アンケートを継続して実施することにより、学習支援に関する活動状況、取り組み状況等に対する学生の満足度を調査している。調査の結果は報告書にまとめ、大学教育委員会に報告し、学内の教職員への周知を図っている（別添資料４－１－②参照）。

また、センターの専任教員３名は、佐賀大学が定めるオフィスアワー開設要項に基づき、オフィスアワーを設定している（資料Ａ参照）。設定したオフィスアワーにより、定期的に学生からの学習相談に応じるとともに、オフィスアワー以外に面接や電子メールでの助言を随時実施している（資料Ｂ参照）。

資料Ａ　センター専任教員のオフィスアワー

専任教員①	専任教員②
前期：毎週月曜日５校時	前期：毎週水曜日2,金曜日２校時
後期：毎週月曜日５校時	後期：毎週水曜日2,金曜日２校時

（出典　平成20年度教員報告様式データ）

資料Ｂ　センター専任教員による学習相談

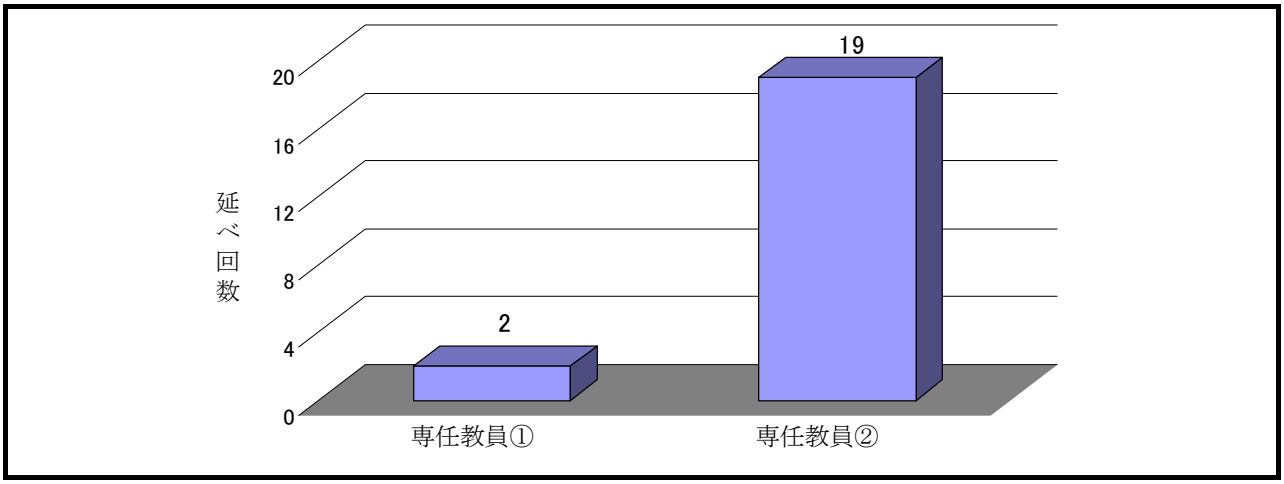

（出典　平成20年度教員報告様式データ）

【分析結果とその根拠理由】

学生の学習支援に関する活動状況、取り組み状況に対する満足度をアンケートによって調査し、学生のニーズの充足状況を把握するとともに、センターの専任教員もオフィスアワーを設定して学生からの学習相談を受け付けている。このことから、学習支援に関する学生のニーズが把握され、助言が行われていると判断できる。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

センター教員はオフィスアワーを設定して学生支援に寄与するとともに、学生のニーズの充足状況から学生のニーズを把握するための全学的な調査に取り組んでいる。

【改善を要する点】

学生のニーズを効果的に汲み上げる修学支援体制は構築できていないが、e ラーニングスタジオと連携し、LMS（学習管理システム）を活用した FD・SD フォーラムを開催するなど、学生の修学支援体制の整備に向けた取り組みを引き続き行っている。

5. 施設・設備

５－１－① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他付属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

センターは、センター長室、会議スペース、事務スペースに区分され（面積 84 ㎡）、専任教員 2 名については、文化教育学部 10 号館に面積 24 ㎡、文化教育学部 9 号館に面積 21 ㎡の専用研究室を整備している（資料A参照）。

資料Ａ

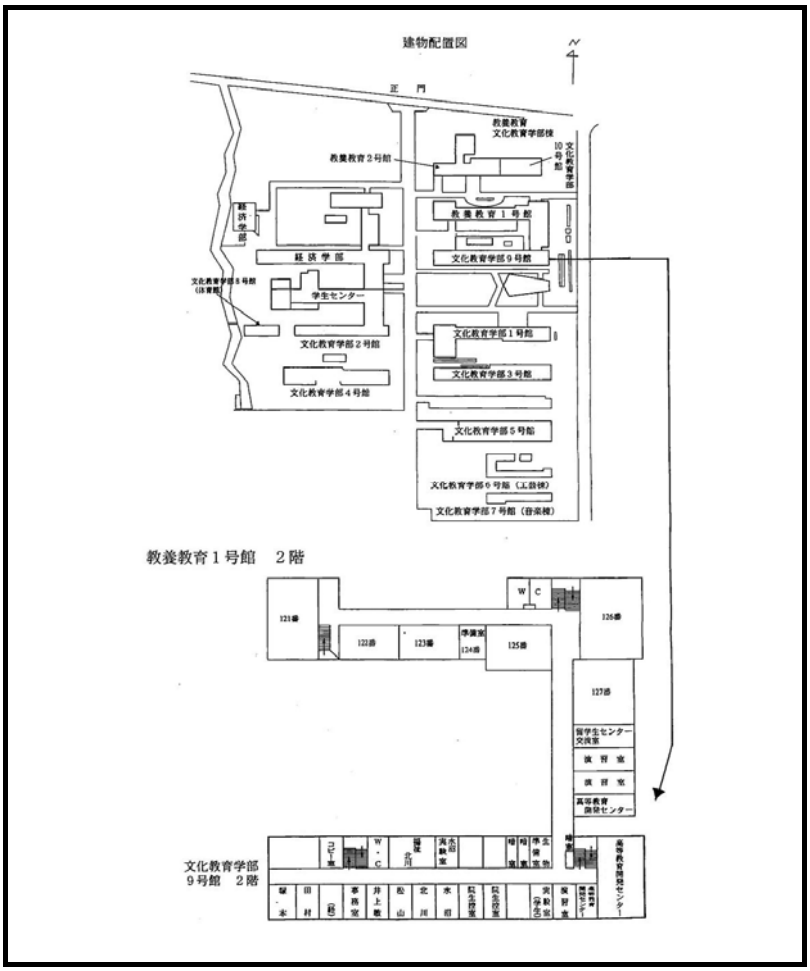

（出典　高等教育開発センター配置図）

【分析結果とその根拠理由】

センターは、センター長室、会議スペース、事務スペースに区分されているが、それぞれ十分な広さが確保されており、また隣室をセンターの各部門の活動等に使用するスペースとして、有効に活用している。

５－１－③　施設･設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

【観点に係る状況】

センターでは、調査研究、FD 活動を記録するのに必要なビデオカメラ類等の電子機器、データの解析に必要な統計パッケージ類の他、プレゼンテーション用のプロジェクター、スクリーンを備えている（資料Ａ参照）。また、プロジェクターなどの機器については、センターの教員のみならず、貸出しの要望にも可能な限り応じており、全学委員会の WG 等による会議にも使用している。ただし、施設・設備の運用方針については、特に規定していない。

資料Ａ

高等教育開発センター保有設備リスト（平成20年度）

	品名	型名	貸出
1	統計ソフト	BaseSystem12.DJ	不可
2	統計ソフト	RegressionModels	不可
3	共分散構造分析ソフト	Amos5.0	不可
4	デジタルカメラ	DSC－P10	可
5	デジタルカメラ	DSC－V3	可
6	デジタルカメラレコーダー	DCR－HC40	可
7	スキャナー（Scan Snap）	fi－4110EOX3	不可
8	スクリーン　OHP用	ライオンFS－180M	不可
9	アコーディオンスクリーン	コクヨSN－A65KG	不可
10	OHP用白板	BB－R734W3PS	不可
11	パーソナルコンピューター（ソニー）	PCG－X550CP	可
12	パーソナルコンピューター（ソニー）	VGN－T90PSY1	不可
13	EXCELアンケート太閤Ver. 4. 0	アカデミック	不可
14	液晶プロジェクター（エプソン）	EMP－74XGA200	可
15	液晶プロジェクター（ソニー）	VPL－CX20	可
16	大判プリンタ　セットモデル（エプソン）	PX－75SCFP	可
17	デジタルビデオカメラレコーダー（ソニー）	DCR－－SR62	可
18	紙折機	DF－920	可
19	製本機	GBC　GTT0500	可
20	DVDライター（ソニー）	VRD－MC5	可
21	インクジェット複合機（キャノン）	PIXUS　MP980	可

（出典　平成 20 年度高等教育開発センター保有設備リスト）

【分析結果とその根拠理由】

センターが実施する調査研究に必要な施設・設備等が十分に備えられ、有効に活用されているが、大学の教職員及び学生に開放することを前提としていない。したがって、センターが保有する施設・設備の運用に関する規程はないものの、弾力的な運用で対応している現状は概ね妥当と判断できる。

５－２－①　図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

センターは、学外から寄贈された高等教育関係の雑誌、報告書、著書等を閲覧できるよう保管するとともに、リスト化したものをホームページに掲載し、要請に応じて貸出しを行っている（資料Ａ参照）。

資料Ａ

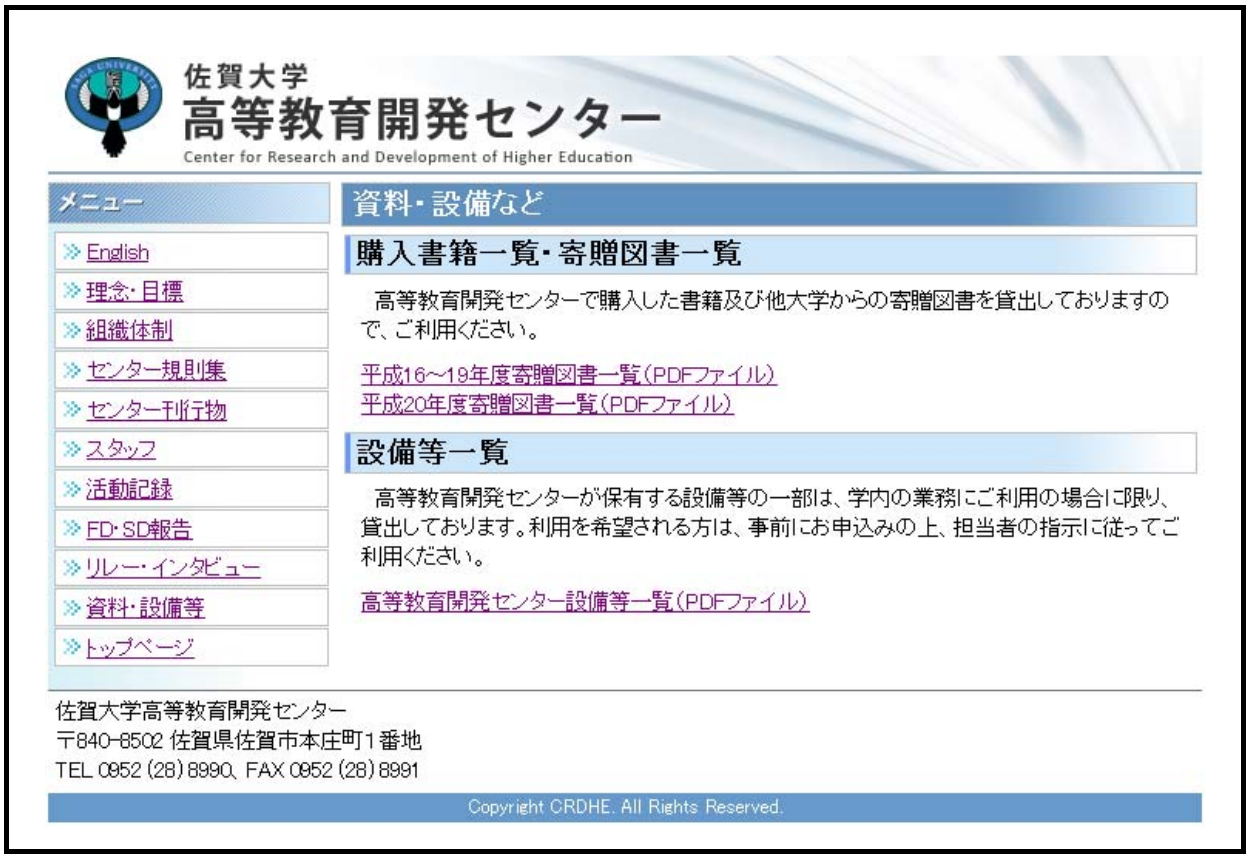

（出典　高等教育開発センター・ホームページ http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/library.html）

【分析結果とその根拠理由】

学外から寄贈された高等教育関係の報告書等をセンター室で閲覧できるよう配架することにより、随時利用できるよう整備され、センターの調査研究、資料作成等に有効に活用されている。

6. 教育の質の向上及び改善のためのシステム

（１）観点ごとの分析

６－１－①　教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点に係る状況】

平成 20 年度は、大学教育委員会と連携して学内の教育活動の実態を示すデータや資料を収集するとともに、引き続き大学機関別認証評価の基準及び観点に準拠した教育活動等調査報告書を作成した（別添資料６－１－①－１参照）。また、本学の教育活動の実態を把握するためのデータや資料を収集する一環として、在校生や卒業予定者を対象としたアンケート調査を実施し、調査の結果を報告書にまとめ、大学教育委員会に提出した（別添資料４－１－②及び別添資料６－１－①－２参照）。

【分析結果とその根拠理由】

在校生や卒業予定者を対象とした各種アンケート調査を継続して実施し、教育活動の実態を示すデータや資料を収集するとともに、収集したデータや資料を教育活動等調査報告書にまとめ、蓄積している。引き続き、調査活動に精力的に取り組み、データや資料の収集・蓄積に貢献したものとして評価できる。

６－１－②　大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上・改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

平成 20 年度は平成 19 年度に引き続き、教育の質の向上・改善状況を調べるため、大学教育委員会と教育支援部門が連携して学生（学部 3 年生、大学院修士課程（博士前期課程）、博士課程（博士後期課程）の 2 年生）を対象にアンケート調査を実施した。これらの調査結果については報告書にまとめ、いずれも大学教育委員会に提出している（別添資料４－１－②及び別添資料６－１－②－１参照）。また、これらの報告書は大学機関別認証評価の自己評価書の作成に活かされている。

【分析結果とその根拠理由】

さまざまな形で教職員や学生の意見を継続的に聴取し、大学教育委員会への報告がなされるとともに、教育活動状況の自己点検・評価を中心として教育の質の向上・改善に活用されている。

６－１－③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

平成20年度の自己点検・評価報告書について、学外者による検証を受け、「国立大学法人佐賀大学部局等評価検証結果報告書」（資料Ａ参照）に従い、引き続き大学教育委員会との連携による教育活動等調査報告書の作成などに取り組み（別添資料６－１－①－１参照）、平成21年度には学士課程検討委員会からの要請により、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」に基づき、「各部局の現状と問題点」との整合性について点検を行った（別添資料６－１－③－１参照）。

資料Ａ

3. 評価の妥当性

当該部局から提出された自己点検・評価報告書に基づいてその評価の妥当性について検証した結果、評価は評価基準に照らしてほぼ妥当であると思料された。

4. 特記事項

大学教育年報第3号についてまで発行し、その中で学生による授業評価の活用あるいは自己評価への取組みについて特集し、また、信州大学への訪問調査の結果を報告書として取りまとめて、センターの研究調査の活動について関係者の理解と啓発を深めていることは評価に値する。さらに、構成4部門がそれぞれに分担された義務については一定の成果を得ていることも理解できる。

現在、大学を取り巻く現状は言うまでもなく大変に厳しい。中央教育審議会からの答申では「学士力」と称して卒業時の質の保証を求めて、様々の検討事項を挙げ、かつ、高等教育のグローバル化の中で、日本の大学の国際競争力の充実も要望している。片や、経済産業省では企業に対するアンケートの結果に基づいて、求められる人材として保有すべき能力を「社会人基礎力」と称して総括的に提示して、合わせて改善のための具体例も示している。

このような状況下で、センターの創設の原点を省みて、佐賀大学で十分な学士力を付与させるために、研究開発の成果に基づいて高等学校から大学への卒族、教養教育課程、専門基礎教育課程、大学院課程までを総点検し、必要に応じて改善案を提言すべき時を迎えている。今後とも、センター内の4部門間での連携を密にして、創意に富む提言がなされるよう期待する。これは、問題点のひとつとして挙げられた学内構成員のセンターへの存在感を高め、信頼感を得るためにも、最も有効な手立てにもなる。

国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則第3条第3項に定める検証を行い、上記のような結果が得られたので、ここに報告する。

（出典　国立大学法人佐賀大学部局等評価検証結果報告書より抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価報告書に対する学外検証者の意見に基づき、全学教育のあり方、他大学の教育組織、教育方法の状況の紹介及び検討を進め、教育活動等調査報告書の作成を通し、中央教育審議会答申に照らした本学の教育の点検・評価に従事していることから、学外者の意見が教育の質の向上、改善に活かされている。

６－２－① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていれるか。

【観点に係る状況】

大学教育委員会との共催により、佐賀大学 FD・SD フォーラム（以下、「フォーラム」という。）を企画し、平成 20 年度は平成 19 年度に引き続き ICT を活用した LMS（学習管理システム）をテーマとして 2 回開催した。第 1 回（通算第 13 回）フォーラムでは、本学の e ラーニングの実践とコンテンツ、その成果等について報告が行われた。第 2 回（通算第 14 回）フォーラム「学士力と高大接続の課題について」では、大学全入時代を見据えた高大接続、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」において示された学士力をめぐる議論の背景等について報告がなされた（資料 A 及び資料 B 参照）。フォーラムへの参加者数については、平成 19 年度にくらべ、増加している（資料 C 参照）。

また、大学教育委員会、大学コンソーシアム佐賀との共催で公開授業を 6 回実施し、大学教育委員会との共催で、国立大学法人佐賀大学教育功績等表彰規程第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 1 項第 2 号の表彰者による座談会を開催した（資料 D 及び資料 E 参照）。

資料 A

平成２０年度第１回（第１３回）佐賀大学 FD・SD フォーラムのご案内

高等教育開発センター
センター長　大石 祐司

本学では、2002 年度に e-learning（ネット授業と称している）を、さらに、2006 年度に学習管理システム（LMS）を導入し、現在は全教員が利用できるように環境整備されています。しかし、有効性が周知されていないこともあり、LMS を活用している教員はほんの僅かに過ぎません。今回通算１３回目となる佐賀大学 FD・SD フォーラムでは、学内の教員やスタッフに LMS に対する理解を深めてもらうことを目的とし、LMS を活用して教育成果をあげておられる教員に、その内容・方法を紹介して頂きます。

記

日時：平成 20 年 7 月 16 日（水）16：00ー
場所：教養教育運営機構会議室
演題と概要：

1. ブレンディッド型英語e-ラーニング授業の可能性
(講演者) 早瀬 先生 (補助) 藤井 氏
ウェブによる課題提出と対面授業を組み合わせた「ブレンディッド型」e-ラーニングの英語授業を実施。ウェブ教材は佐大オリジナルで、学生はすべての課題を終了し対面授業に臨む。E−ラーニングのメリットを最大限に生かしつつ、一方通行になる弱点を補強する。

2. 数学「微分・積分学」(対面授業)においてe-Learningを用いた自己学習の充実とリメディアルの実施例
(講演者) 池上 先生 (補助) 米満 氏
「微分・積分学」では、学生に対して、対面授業終了後，授業を理解するための自己学習環境と高校数学の復習のためのリメディアル学習環境をe-Learningを活用することで実現し、学生の学力向上を目指した授業方法を実践した.

3. 物理専門教育でのe-Learningによる問題出題の実践例
(講演者) 船久保 先生
学生に授業時間外に問題を解かせることは、単位の実質化と学力の保証のためにも重要である。本講演では、e-Learningの学習管理システムであるLMSを利用して、担当教員が問題を作成し、学生に問題に取り組むように仕向けた実践例とその教育効果を紹介する。

資料Ｂ

平成 20 年度(第 2 回)
佐賀大学FD･SDフォーラム

学士力と高大接続の課題について

【講演者】

荻上 紘一

(大学評価･学位授与機構教授、中央教育審議会委員)

【日時】 2009 年 2 月 24 日(火) 16:10～17:40

【場所】 佐賀大学 大学会館 2F 多目的室

現在、本学の様々なところで教養教育や専門教育のあり方について議論が行なわれています。そして、そこでは、リメディアル教育に代表される高大接続や中教審が打ち出している学士力をどのように考慮するべきか、といった議論も具体的に始まっています。しかし、今のところ、学内のすべての教員やスタッフが、これらの問題を意識しているとはいえない状況にあります。そこで、今回の FD･SD フォーラムでは、学士力や高大接続の諸問題などにお詳しい荻上先生にお越しいただき、これらの話題について解説していただく予定です。これを契機に学内の教員やスタッフに、学士力や高大接続の諸問題について理解を深めていただきたいと思います。

＊本学および近隣大学(大学コンソーシアム佐賀)の教職員の方は、どなたでもご参加いただけます。

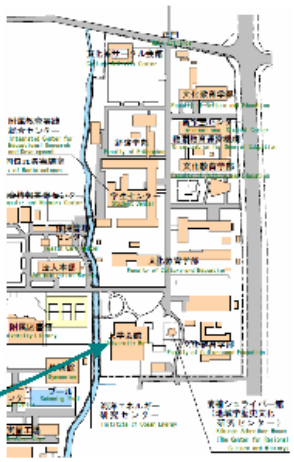

【お問合せ】
佐賀大学高等教育開発センター
Tel: 0952-28-8990

資料Ｃ

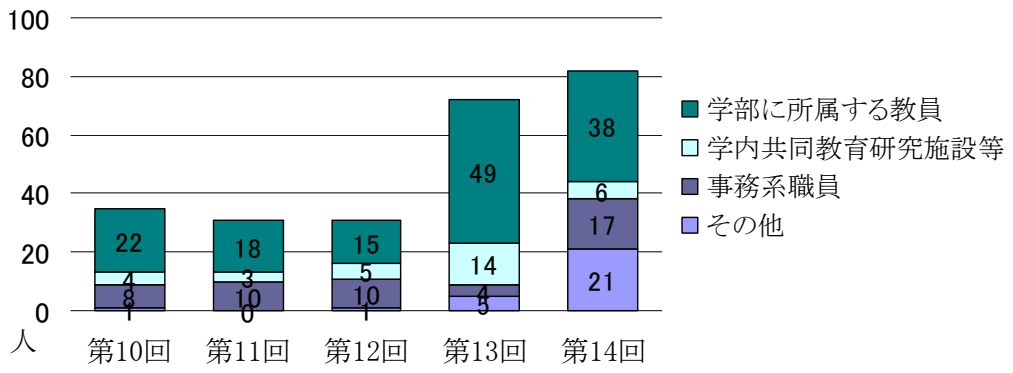

資料 D

学部等	日時	場所	科目名
経済学部	11 月 12 日（水） 12:50～14:20	経済学部・第５講義室	国際金融論２
医学部	12 月 1 日（月） 10:20～11:50	医学部看護学科棟講義室（3）	国際保健看護論 （国際緊急援助活動と災害看護）
文化教育学部	12 月 19 日（金） 12:50～14:20	教養教育運営機構大講義室	生徒指導論
理工学部	12 月 24 日（水） 12:50～14:20	理工学部大学院棟２０２号室	反応工学
教養教育運営機構	1 月 14 日（水） 10:20～11:50	理工学部大学院棟２０３号室	ゆらぎの数理（統計入門）
農学部	2 月 2 日（月） 8:40～10:10	農学部大講義室	応用動物昆虫学

（出典　公開授業開催案内メール）

資料 E

教育功績等表彰者の座談会記録

国立大学法人佐賀大学教育功績等表彰規程及び国立大学法人佐賀大学教育功績表彰者推薦基準が制定され、これらに基づき、規程第２条第１項第１号による表彰者６名、規程第２条第１項第２号による表彰者 25 名が選出された。平成 20 年 10 月 1 日には、学長から学長賞として表彰状の授与式があった。その後、大学教育委員会と高等教育開発センターの共催により、表彰者の座談会が開催されている。以下に、座談会の記録を記す。

【座談会記録】

教育功績等第１号表彰

司会:皆さん、こんにちは。先生方は教育功績者として、10 月 1 日に表彰されました。大変おめでとうございます。今日はその教育功績等表彰規程第２条の第１号の表彰者の方６人にお集まりいただいて、座談会形式で、佐賀大学の教育をよくするという目的で議論をしていただこうと考えております。よろしくお願いします。はじめに、先生方の教育の改善・改革の考えを含めて、佐賀大学の教育に対する思いをお聞かせください。

大石:「教育体制の整備及び教育改革に対する貢献」

法人化の後、認証評価とか法人評価、その評価対応とも絡んで大学の教育改革が文科省の方から出てまいりまして、そのような時に私は学部の教務委員長、それから全学の教務専門委員長を務めておりましたので、その様な経緯で今回の賞を頂いたのだと思います。

これまで認証評価にしても、大学の教育改革の根本というか、本質のところではなくて、どっちかというと評価のほうが先走る状況だった思います。

これからは、その評価体制というか、ある程度は実施体制もそうなのですが、たぶん十分ではないけれども、どの大学もある程度足並みがそろって形は整ってきていますので、あとは本来の実際の教育の改善に向けて、これから進んでいかなければと、また、高等教育センターとしても佐賀大学の教育のシン

教育功績等第１号表彰者
（前列中央は田代洋丞 教育・学生担当理事）

（出典　佐賀大学高等教育開発センター　『大学教育年報』第５号，44 頁）

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価アンケートを実施して教職員の意見を聴取するとともに、佐賀大学 FD・SD フォーラム 2 回（通算 14 回）、大学教育委員会、大学コンソーシアム佐賀との共催による公開授業（6 回）、教育功績等表彰規程による表彰者の座談会を開催するなど、ファカルティ・ディベロップメントの取組を、概ね適切な方法で継続している。

６－２－② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結びついているか。

【観点に係る状況】

大学教育委員会との共催により佐賀大学 FD・SD フォーラムを企画し、学内外における LMS（学習管理システム）の実践例を紹介することにより、「反復学習の重要性を認識し、それを学生に理解させる上で e ラーニングの積極的な活用が効果的であることが学べた。」など、教育の質の向上、授業の改善に資する情報を提供した（資料 A 参照）。また、教育の質の向上や授業の改善に資するための資料として、習得してほしい知識・技能等、学習の方法、成績評価の方法、授業改善の方法等の観点から、教員を対象としたインタビューを引き続き実施し、その記録をホームページ上に掲載した（資料 B 参照）。

資料 A

佐賀大学 FD・SD フォーラムの概要	成果
本学では、2002 年度にｅラーニング（ネット授業と称している）を、さらに 2006 年度に学習管理システム（LMS）を導入、現在は全教員が利用できるように環境整備されている。しかし、有効性が周知されていないこともあり、LMS を活用している教員はほんの僅かに過ぎない。今回の FD・SD フォーラムでは、LMS を活用して教育成果をあげておられる教員に、その内容・方法を紹介して頂き、学内の教員やスタッフに LMS に対する理解を深めてもらうことを目的としている。	反復学習の重要性を認識し、それを学生に理解させる上で e ラーニングの積極的な活用が効果的であることが学べた。
LMS を活用して教育成果をあげておられる教員の内容・方法を紹介して頂き、LMS に対する理解を深めた。	LMS の活用について，その効果・内容が理解できた。
ネット授業に対する取り組みについて、英語（早瀬博範先生）、数学（池上康之先生）、物理（船久保公一先生）の授業担当者から報告があった。	ネット授業に関する近年の動向について理解した。
『学士力と高大接続の課題について』	「学士力」についての概観をつかむことが出来た。
大学評価・学位授与機構の萩上教授の講演「学士力と高大接続の課題について」を拝聴し、大学全入時代を迎える大学側の戦略的対応について詳細な説明を受けた。	シラバスに掲載すべき事項の見直しと改善法について貴重な助言が得られた。
大学評価・学位授与機構の荻上紘一教授による講演「学士力と高大接続の課題について」を拝聴し、これから重要になる学習成果の指標、アドミッション戦略について、紹介がなされた。	オンラインシラバスに記載する学習目標と成績評価をどう見直せばいいかについて、貴重な情報が得られた。

（出典　平成 20 年度教員報告様式データより作成）

資料 B

インタビュー一覧

お名前(敬称略)	ご所属	職位	ご専門	取材日
川野良信	高等教育開発センター 教育支援部門	助教授	岩石学	2006年6月20日
村山詩帆	高等教育開発センター 教育支援部門	講師	教育社会学	2006年7月20日
岡島俊哉	文化教育学部 環境基礎講座	助教授	化学	2006年8月08日
近藤榮造	農学部 生物資源化学講座	教授	線虫学	2006年8月24日
矢田光徳	理工学部 機能物質化学科	助教授	無機化学	2006年10月20日
頴原嗣尚	医学部 医学科	教授	生理学一般、 細胞生物学	2007年3月1日
新地浩一	医学部 看護学科	教授	心身医学、 国際保健・国際看護	2007年3月1日
田村栄子	文化教育学部 国際文化課程	教授	西洋史	2007年4月05日
染谷　孝	農学部 生物環境科学科	准教授	土壌微生物学、 環境微生物学	2007年7月24日
相知政司	理工学部 電気電子工学科	准教授	数値電磁界解析、 精密電子計測	2007年8月02日
楊枝嗣朗	経済学部 経済システム課程	教授	(英)貨幣・金融史、 貨幣の理論	2008年9月03日
濱内繁義	経済学部 経済システム課程	教授	景気変動論	2008年9月12日

(出典　高等教育開発センター・ホームページ http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/interview.html)

【分析結果とその根拠理由】

センターにおけるファカルティ・ディベロップメントの取組には、内容を定着させるための活動を展開していくことが求められるが、取組から教育や授業を改善するための情報を得たとする教員の報告が散見していることから判断して、ファカルティ・ディベロップメントが徐々に教育の質の向上や授業の改善に向けた取組に結びついてきている。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

全学的な自己点検評価に活用するための各種調査を実施し、教育活動の実態を示すデータや資料を収集・蓄積している。また、平成 16 年度から始まった佐賀大学 FD・SD フォーラム（通算 14 回）を継続して開催するとともに、その内容が教育の質の向上、授業の改善に活かされている。

【改善を要する点】

佐賀大学 FD・SD フォーラムで扱ったテーマを、教育の質の向上、授業の改善に、より組織的な形で結びつける余地があるものの、平成20年度から教育開発部門にICTを活用した教材開発を行う専任教員を配置することを決め、フォーラムにより周知したLMS（学習管理システム）を学内で有効活用するための体制を整えている。

（３）基準９の自己評価の概要

平成20年度は、大学教育委員会と連携して在校生や卒業予定者を対象としたアンケート調査を引き続き実施し、学内の教育活動の実態を示すデータや資料を収集するとともに、学外者による検証結果をふまえ、FD・SDフォーラムを通した他大学におけるeラーニングの活用状況の紹介、大学教育委員会との連携による教育活動等調査報告書の作成などの全学的な自己点検評価のための活動に取り組んだ。

また、大学教育委員会との共催により、ICT を活用した LMS（学習管理システム）をテーマとして、佐賀大学 FD・SD フォーラムを開催するとともに、教育の質の向上や授業の改善を図るための資料を提供するため、習得してほしい知識・技能等、学習の方法、成績評価の方法、授業改善の方法等の観点から、教員を対象としたインタビューを引き続き実施し、その記録はホームページ上に掲載している。

7. 管理運営

（１）観点ごとの分析

７－１－①　管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点に係る状況】

センターは学内共同教育研究施設として設置され、センター長（1 名）と副センター長（1 名）の下に、各部門の部門長（5 名）及び部門教員（専任=2 名、併任=8 名、特任教授=3 名、協力教員=2 名）を配置し、その管理運営に係る活動については、学務部教務課から高等教育開発センター係の事務職員１名と事務補佐員１名を配置して支援する体制をとっている（別添資料７－１－①－１参照）。また、佐賀大学高等教育開発センター規則の第 9 条第 2 項（http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/rules.html参照）に、センターに運営委員会を設置し、管理運営に係る事項を審議することを定めている。

さらに、センター発足当初に設置されていた教養教育部門、企画開発部門、教育支援・教育評価部門を強化し、平成 20 年度現在、修学支援部門、教育支援発門、企画評価部門、英語教育開発部門、教育システム開発部門の 5 部門体制により、センターの業務に連携・協力しながら従事している（２－１－①資料Ａ【7ｐ】参照）。大学教育委員会の教務専門委員会、FD 専門委員会、企画評価専門委員会には、平成 19 年度に引き続き各部門長が委員長または委員として出席し（２－１－①資料Ｃ【9ｐ】参照）、教養教育運営機構には修学支援部門の併任教員が協議会の構成員として出席している（２－１－①資料Ｂ【8ｐ】参照）。

なお、大学教育委員会との連携による各種調査については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、「国立大学法人佐賀大学個人情報保護規則」及び「国立大学法人佐賀大学個人情報管理規程」に基づき実施している（別添資料７－１－①－２及び７－１－①－３参照）。

【分析結果とその根拠理由】

センターの管理運営体制は、専任教員が少なく、併任教員が多いなど、教員の業務負担の問題が解消されないままになっているが、平成 19 年度に引き続き、大学教育委員会との連携の強化を目指して整備され、必要な事務系職員を配置している。このことから、センターの管理運営組織は、規模と機能において適切な状態を保っている。

7－1－②　大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点に係る状況】

センター長は、佐賀大学高等教育開発センター規則の第 5 条に定めるように、学長の指名により選考される（http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/center/kotokyoiku.pdf参照）。平成 19 年度からは、学内共同教育研究施設及び有明海総合研究プロジェクトの長から教育研究評議会の評議員を選出することとなり、高等教育開発センターの長が引き続きこれに選出された（資料A参照）。また、センター長が大学教育委員会の副委員長に就任し、修学支援部門、教育支援部門、企画評価部門の構成員が大学教育委員会の企画評価専門委員会、教務専門委員会、FD専門委員会に委員長または委員として参加することにより、教育・学生担当理事を委員長とする大学教育委員会との連携強化を図っている。

なお、センターの業務については、教員会議（http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/Record%20of%20Activities.html参照）、センターの管理運営の基本方針に関する事項、センターの人事に関する事項、その他センターの管理運営に関する重要事項は、センター運営委員会において審議している（http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/center/kotokyoiku.pdf参照）。

資料Ａ

第２条　教育研究評議会は，次の各号に掲げる評議員をもって組織する。
(1) 学長
(2) 学長が指名する理事
(3) 学部長
(4) 附属図書館長
(5) 教養教育運営機構長
(6) 医学部附属病院長
(7) 全国共同利用施設，学内共同教育研究施設及び有明海総合研究プロジェクトの長のうち互選により選出された者　１人
(8) 各学部から推薦された教授　各１人

（出典　佐賀大学教育研究評議会規則より抜粋）

資料Ｂ

教育研究評議会		Educational Research Council	
学　　長	長谷川　彰	President	Akira Hasegawa
理事（教育・学生担当）・副学長	田代洋丞	Director of Education & Student Affairs /Vice-President	Yosuke Tashiro
理事（研究・国際貢献担当）・副学長	西河貞捷	Director of Research & International Contribution /Vice-President	Sadakatsu Nishikawa
理事（社会貢献・医療担当）・副学長	向井常博	Director of Social Contribution & Medicine /Vice-President	Tsunehiro Mukai
文化教育学部長	上野景三	Dean, Faculty of Culture and Education	Keizo Ueno
経済学部長	富田義典	Dean, Faculty of Economics	Yoshinori Tomita
医学部長	木本雅夫	Dean, Faculty of Medicine	Masao Kimoto
理工学部長	中島　晃	Dean, Faculty of Science and Engineering	Akira Nakajima
農学部長	野瀬昭博	Dean, Faculty of Agriculture	Akihiro Nose
附属図書館長	相澤照明	University Library	Teruaki Aizawa
教養教育運営機構長	遠藤　隆	Organization for General Education	Takashi Endo
医学部附属病院長	宮崎耕治	Director of University Hospital	kouji miyazaki
高等教育開発センター長	大石祐司	Director of Center for Research and Development of Higher Education	Yushi Oishi
文化教育学部教授	福本敏雄	Faculty of Culture and Education	Toshio Fukumoto
経済学部教授	平地一郎	Faculty of Economics	Ichiro Hirachi
医学部教授	後藤昌昭	Faculty of Medicine	Gotoh masaaki
理工学部教授	渡邊訓南	Faculty of Science and Engineering	Kunitoshi Watanabe
農学部教授	藤田修二	Faculty of Agriculture	Shuji Fujita

（出典　平成 20 年度役職員名簿より抜粋）

【分析結果とその根拠理由】

センターの意思決定に学長および教育・学生担当理事の意向を反映しやすい体制になっていることから、大学の目的を達成するための効果的な意思決定が可能な組織体制になっていると評価できる。

７－１－③　大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

センターは学生定員がないため、管理運営に学生のニーズを反映させる取り組みは行っていないが、学外者検証から得られた「国立大学法人佐賀大学部局等評価検証結果報告書」に基づき、管理運営に反映させるよう努めている（６－１－③【p.25】参照）。また、教職員のニーズについては「佐賀大学高等教育開発センター・自己点検評価アンケート」にある「今後、センターにどのような役割を期待しますか」という質問に対する回答を得て（資料編のアンケート【p.83】参照）、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」に基づく「各部局の現状と問題点」の点検（別添資料６－１－③－１参照）、教育システム開発部門への専任教員の配置（３－１－⑤【p.11】参照）など、センターの管理運営に反映させている。

【分析結果とその根拠理由】

センターの活動に対する学生のニーズは把握していないが、教職員や学外関係者のニーズについては、各種アンケートや学者検証をふまえて聴取し、センターの構成や活動の強化を図っていることから、主な関係者のニーズについては概ね把握し、センターの管理運営に反映していると判断できる。

７－１－⑤　管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

センターでは、職員の専門性を向上させることを目的として、メーリングリストを活用して協力教員を含むセンターの構成員に研修、セミナー等の開催情報を周知している（資料Ａ参照）。この情報に基づき、センターの教員は、2008 年度第１回ＦＤセミナー（キャンパスプラザ京都）、ICT 活用教育推進リーダーシップ/ＦＤセミナー2008（学士会館神田本館）、第 15 回大学教育研究フォーラム（京都大学）など、他機関が開催する研修、セミナー等に参加している（資料Ｂ参照）。

資料Ａ

件名：　［出張］センター関係出張の御案内
日付：　2009年2月18日 14:12:39

高等教育開発センター教員　様

下記シンポジウム等について、
出張のご希望があればお知らせください。

記

日時：平成２１年３月１４日（土）１３：００～１６：３０

場所：朝日新聞社　浜離宮朝日ホール　東京都中央区

内容：同志社大学商学部「特色ＧＰ」シンポジウム
「学生と大学の幸せな出会いを求めて」
－初年次教育とキャンパスライフアンケート－

http://commerce01.doshisha.ac.jp/symposium/

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

備考
1：「旅費」について
出張の可否をセンター長が判断の上、
センター経費で出張できます。

2：「報告書」について
出張後は、評価実績のため
少し詳しい報告書の提出が必要です。

（出典　高等教育開発センター係からの案内メール）

資料Ｂ

高等教育開発センター教職員　研修･セミナー等の受講状況

出 張 期 間	用 務 先	用　　務
5/31	同志社大学	2007 年度プロジェクト研究報告会参加
7/26～7/27	キャンパスプラザ京都	2008 年度第１回ＦＤセミナー参加
8/30	文部科学省講堂	第 27 回教育研究公開シンポジウム参加
8/26～8/27	東京国際交流館	ICT 活用教育推進リーダーシップ/ＦＤセミナー2008 参加
9/26～9/27	学士会館神田本館	「男女共同参画社会の実現に向けて」シンポジウム参加
11/14～11/15	京都大学	第 79 回公開研究会参加
1/12～1/13	パシフィコ横浜	平成 20 年度大学教育改革プログラム合同フォーラム参加
3/19～3/21	京都大学	第 15 回大学教育研究フォーラム参加

（出典　管理運営職員の研修受講状況一覧）

【分析結果とその根拠理由】

協力教員を含めたセンターの構成員に対し、センターの業務に関わる研修、セミナー等への参加を促すなど、教職員の資質を向上させる取組が組織的に実施されていると判断できる。

７－２－①　管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の専攻、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点に係る状況】

管理運営の方針については、佐賀大学高等教育開発センター運営委員会を設置し、管理運営の基本方針に関する審議を行うことを、佐賀大学高等教育開発センター規則に明記している（http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/center/kotokyoiku.pdf参照）。センター長の選出については同規則第 5 条に定め、運営委員の選出については同規則第 10 条に定めている。副センター長の選出及び教員の選考については、佐賀大学高等教育開発センター副センター長選考規程、佐賀大学高等教育開発センター教員選考規程に定めている（http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/rules.html参照）。その他、内規として佐賀大学高等教育開発センター教員会議に関する内規、佐賀大学高等教育開発センター客員研究員受入内規、佐賀大学高等教育開発センター協力教員に関する内規を定めている（資料編：規程集【ｐ.75～】参照）。

【分析結果とその根拠理由】

センターの設置及び組織再編に伴い、管理運営に関わる諸規程等を文書として明確に示している。

７－３－①　大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点に係る状況】

本学が策定する年度計画の進捗状況を報告すると共に、年度計画毎に担当理事から達成度の評価を受けている（http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/zentaitaisei.pdf及びhttp://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/nendotaisei.pdf参照）。また、個人評価を目的として本学が平成 17 年に制定した、「国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則」（http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/hyoujitsushi.htm）に準拠して、「佐賀大学高等教育開発センターにおける教員の個人評価に関する実施基準」を制定し、専任教員の諸活動の点検・評価を実施している（資料A参照）。

資料Ａ

佐賀大学高等教育開発センターにおける教員の個人評価に関する実施基準

（平成１８年１２月４日制定）

（趣旨）

第１　この実施基準は，国立大学法人佐賀大学における教員の個人評価に関する実施基準（平成 18 年 7 月 21 日制定。以下「個人評価実施基準」という。）第３に基づき，佐賀大学高等教育開発センター（以下「センター」という。）における教員の個人評価の実施基準に関し，必要な事項を定める。

（評価体制等）

第２　センターの個人評価は，センター長及び副センター長が行う。

２　センターが行う個人評価の対象は，センターに所属する教授，助教授及び講師とする。

（点検・評価項目及び評価基準等）

第３　点検・評価は，①教育，②研究，③国際交流・社会貢献，④組織運営及び⑤センターの業務の各領域ごとに，個人の活動実績及び改善に向けた取組について行う。

２　各領域の点検・評価項目及び評価基準は，第４第２号に定める活動実績報告書によるものとする。

３　各教員は，各教員の個性を生かす評価を行うため，自己の職種，職務，能力，関心等を勘案して各評価領域における達成目標を予め設定して申告する。

４　達成目標の設定は，別に定める「高等教育開発センターにおける個人達成目標及び活動の重み配分の指針」に基づき行う。

（評価の実施方法）

第４　個人評価の実施は，個人評価実施基準によるもののほか，次の各号により実施する。

(1)　各教員は，毎年６月末までに個人目標申告書（別紙様式１）を作成し，センター長に提出する。

(2)　各教員は，毎年４月末までに前年度の活動実績報告書・自己点検評価書（別紙様式２）を作成し，センター長に提出する。

(3)　センター長及び副センター長は，各教員の個人目標申告書，活動実績報告書・自己点検評価書に基づいて，本学及びセンターの目標達成に向けた活動という観点から審査し，これらを基に評価を行う。審査に当たり，センター長及び副センター長は，審査の公正性を確保するため，必要に応じ，他の職員から意見を求めることができる。

(4)　領域ごとの評価及び総合評価は，記述式により行う。

(5)　センター長は，教員が提出した活動実績報告書・自己点検評価書を基に評価結果を記入した個人評価結果（別紙様式３）を当該教員に封書で通知する。

(6)　教員は，個人評価の結果に対して異議がある場合は，通知後３週間以内に異議申立書（様式任意）をセンター長に提出することができる。その場合，センター長及び副センター長において当該教員からの意見を聴取する機会を設ける。

(7)　センター長及び副センター長は，異議申立書を提出した教員から意見を聴取の上，必要と認められるときは，再審査・評価を行う。再審査に際し，センター長及び副センター長は，先行する審査に際して意見を求めた職員以外に，更に必要と認められる者から意見を求めなければならない。

(8)　再審査・評価の結果は，センター長から当該教員に通知するものとする。

(9)　センター長は，個人評価結果の集計と総合的分析を行い，結果を学長に報告する。

（評価結果の活用）

第５　評価結果の活用については，国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則（平成１７年３月１日制定）によるもののほか，次の各号によるものとする。

(1)　教員は，自己の活動状況を点検・評価し，自己の活動改善の資料とする。

(2)　センター長及び副センター長は，教員の活動状況を取りまとめ，評価し，センターの活動改善の資料とする。

(3)　センター長は，必要に応じ各教員に対し，活動の改善について適切な指導及び助言を行うことができる。

（評価結果の公表等）

第６　個人評価結果は，本人以外には開示しない。

２　センター長及び副センター長は，必要に応じ個人評価に関する資料を閲覧することができる。

３　センター長及び副センター長は，正当な理由なく，職務上知り得た非公開の個人情報を漏らしてはならない。

附　則
１　この実施基準は，平成１８年１２月４日から施行し，平成１８年４月１日から適用する。
２　佐賀大学高等教育開発センターにおける教員の個人評価に関する実施基準（試行）（平成１７年１２月２６日制定）は，廃止する。

（出典　佐賀大学高等教育開発センターにおける教員の個人評価に関する実施基準）

【分析結果とその根拠理由】

センターは、本学の大学評価体制に則って自己点検・評価を実施し、大学ホームページ上でその結果を公開・周知している。平成19年度からは、全学的に統一された教員報告様式により、根拠となる資料やデータを収集することになり、これを用いて自己点検・評価を実施するとともに報告書にまとめ、大学ホームページに掲載している。こうしたことから、センターの活動について、根拠となる資料やデータ等に基づく自己点検・評価が行われており、その結果が広く公開されていると評価できる。

７－３－②　自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【観点に係る状況】

「佐賀大学高等教育開発センターにおける教員の個人評価に関する実施基準」第３条第２項に基づき、評価手法、評価基準及び評価の妥当性に関して、学外関係者（平成20年度は山口大学監事へ依頼）による検証を引き続き行っている。また、学外者検証の結果に基づき、学外関係者から「国立大学法人佐賀大学部局等評価検証結果報告書」の提出を受け、要望事項への対応を行っている（６－１－③資料Ａ【p.25】参照）。

【分析結果とその根拠理由】

学外関係による検証を継続するとともに、学外関係者からの要望事項への対応を図っていることから判断して、センターにおける外部者による検証は良好に実施できている。

７－３－③　評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

センター教員が行う個々の教育研究活動状況については、情報政策委員会が定める教員報告様式を集計し、部分的にではあるが、その結果を自己点検・評価報告書に掲載している。また、自己点検・評価報告書をホームページ上で公開することにより、センターの構成員に個々の教育研究活動状況をフィードバックしている（http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/H16koutou.pdf及び（http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/H1617bukyoku.htm参照）。

管理運営の改善の取組としては、６－１－③で述べたように、学士課程検討委員会からの要請により、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」に基づき、平成21年度に「各部局の現状と問題点」との整合性について点検を行っている（別添資料６－１－③－１参照）。

【分析結果とその根拠理由】

各種の評価結果をフィードバックする体制により、中央教育審議会答申に照らした教育活動の点検などの取組が実行されるようになっていることから、評価結果に基づく管理運営の改善のための取組が行われていると判断できる。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

「佐賀大学高等教育開発センター・自己点検評価アンケート」に基づき、佐賀大学 FD・SD フォーラムを通した e ラーニングの成果の紹介、教育システム開発部門への専任教員の配置を行うなど、教職員の意見をセンターの管理運営に反映させている。

【改善を要する点】

センターは学生定員がないため、管理運営に学生のニーズを反映させる取り組みは行っていない。ただし、修学支援部門を中心として学生の修学に資する取組を行っている。

（３）基準 11 の自己評価の概要

センターは学内共同教育研究施設として設置され、センター長、副センター長の下に、各部門の部門長（5 名）及び部門教員（専任=2 名、併任=8 名、特任教授=3 名、協力教員=2 名）を配置し、その管理運営に係る活動については、学務部教務課から高等教育開発センター係の事務職員 1 名と事務補佐員 1 名を配置して支援する体制をとっている。また、平成 20 年度には、センター発足当初に設置されていた教養教育部門、企画開発部門、教育支援・教育評価部門を強化し、修学支援部門、教育支援発門、企画評価部門、英語教育開発部門、教育システム開発部門の 5 部門体制へと発展改組した。

センター長は、佐賀大学高等教育開発センター規則の第 5 条に定めるように、学長の指名により選考される。平成 19 年度からは、学内共同教育研究施設及び有明海総合研究プロジェクトの長から教育研究評議会の評議員を選出することとなり、高等教育開発センターの長が引き続きこれに選出された。また、センター長が大学教育委員会の副委員長に就任し、修学支援部門、教育支援部門、企画評価部門の構成員が大学教育委員会の企画評価専門委員会、教務専門委員会、FD 専門委員会に委員長または委員として参加することにより、教育・学生担当理事を委員長とする大学教育委員会との連携強化を図っている。

なお、センターの業務については、教員会議、センターの管理運営の基本方針に関する事項、センターの人事に関する事項、その他センターの管理運営に関する重要事項は、センター運営委員会において審議している。

8. 研究活動

8.1. 大学の目的に照らして，研究活動を実施するために必要な体制が適切に整備され，機能していること。

８－１－１： 研究の実施体制及び支援･推進体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

センターは研究に特化した組織ではないため、組織的に研究の実施体制を整備しているわけではなく、専任教員を２名しか配置していないが、学務部教務課に高等教育開発センター係を置き、高等教育開発センターに配置された事務職員１名及び事務補佐員１名が、専任教員の研究活動を支援している。また、研究活動の成果に関する情報については、その一部をセンターが発行する『大学教育年報』に掲載し、ホームページや冊子体によって広く周知している（資料Ａ参照）。

資料Ａ

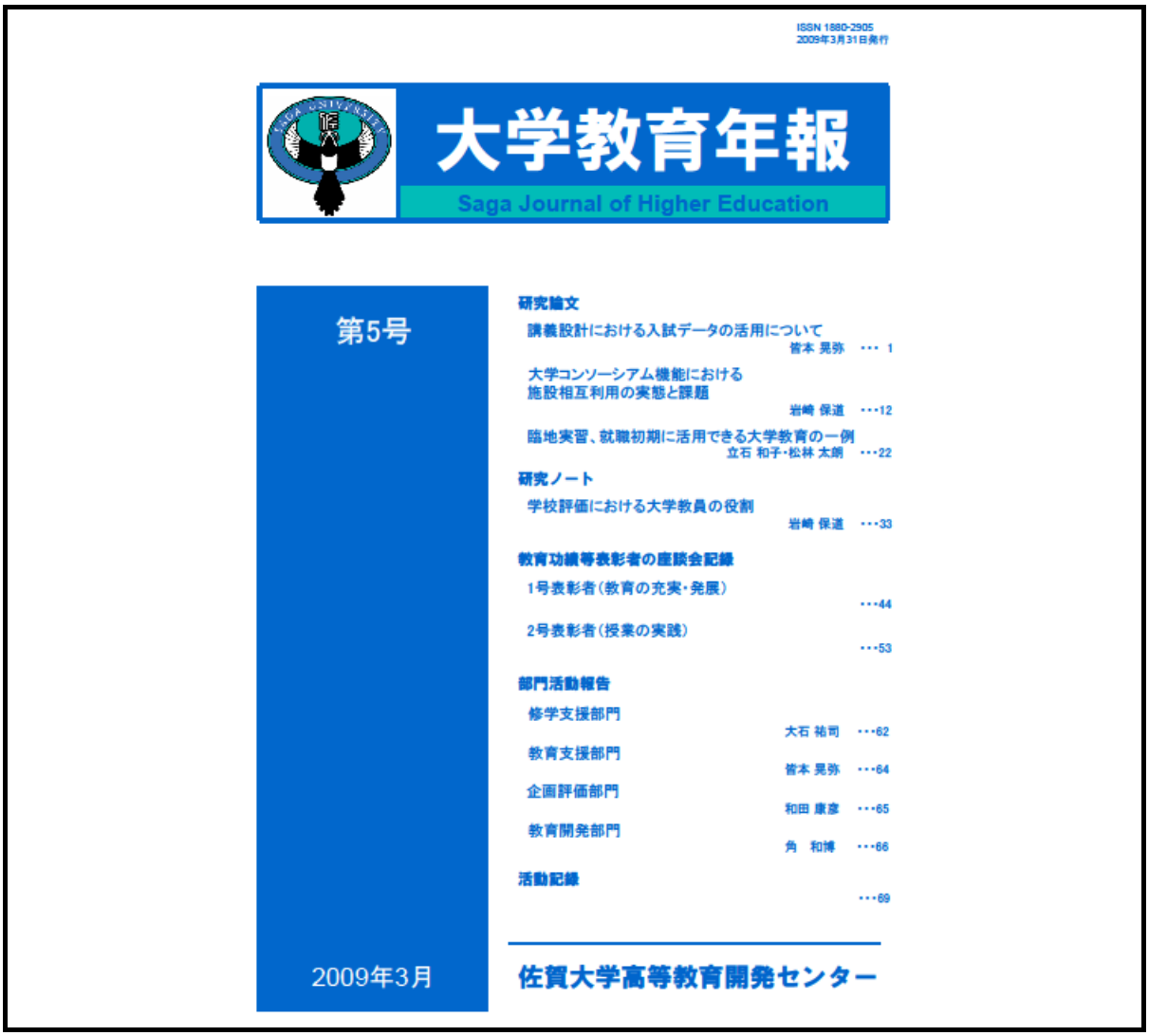
ISSN 1880-2905
2009年3月31日発行

大学教育年報
Saga Journal of Higher Education

第5号

研究論文
講義設計における入試データの活用について　皆本 晃弥 ･･･ 1
大学コンソーシアム機能における施設相互利用の実態と課題　岩崎 保道 ･･･12
臨地実習、就職初期に活用できる大学教育の一例　立石 和子･松林 太朗 ･･･22
研究ノート
学校評価における大学教員の役割　岩崎 保道 ･･･33
教育功績等表彰者の座談会記録
1号表彰者（教育の充実･発展）　･･･44
2号表彰者（授業の実践）　･･･53
部門活動報告
修学支援部門　大石 祐司 ･･･62
教育支援部門　皆本 晃弥 ･･･64
企画評価部門　和田 康彦 ･･･65
教育開発部門　角 和博 ･･･66
活動記録　･･･69

2009年3月

佐賀大学高等教育開発センター

（出典　佐賀大学高等教育開発センター・ホームページ　http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/Publications.html）

【分析結果とその根拠理由】

センターが研究に特化した組織でなく、小規模なセンターであることを考慮すれば、事務職員及び事務補佐員を１名ずつ配置している現状は、研究の実施・支援・推進機能が整備され、機能していると評価できる。

８－１－２： 研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。

【観点に係る状況】

佐賀大学高等教育開発センター規則第２条に、「センターは、佐賀大学（以下、「本学」という。）の大学教育について調査・研究するとともに、その成果を実際の教育活動に適用し、本学の目的と使命を達成することを目的とする」と定め（http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/center/kotokyoiku.pdf参照）、修学支援部門、教育支援部門、企画評価部門、英語教育開発部門、教育システム開発部門の業務として調査研究に係る項目を設け、調査・研究に取り組んでいる（資料A参照）。

資料Ａ

修学支援部門

1. 学生の修学を支援するシステムの調査研究
2. 学生の修学改善
3. 学生の修学指導方法の開発
4. その他大学教育に関する修学支援に必要

教育支援部門

1. FD及びその成果を利用した教育支援
2. 授業評価及び教育方法についての調査、分析による教育方法の改善
3. 教育評価法の開発と適用
4. その他大学教育に関する教育支援に必要な事項

企画評価部門

1. 大学教育の改善
2. 大学の教育活動の評価に必要な調査
3. その他センター長が指示する事項の企画及び調査

英語教育開発部門

1. 英語教育の教材開発に関すること
2. 英語の教育方法及び教育改善に関すること
3. その他英語教育に関する教育支援に必要な事項

教育システム開発部門

1. 教養教育その他全学の教育に関する教育システムの開発
2. 教育資源の調査及の開発
3. その他高等教育の開発に関する事項

（出典　佐賀大学高等教育開発センター・ホームページ　http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/mission.html）

【分析結果とその根拠理由】

研究活動に関する目的が文書化され、実施されているが、必ずしも十分ではない。しかしながら、専任教員の専門領域がセンターの業務と必ずしも対応していないこと等を考慮し、平成20年度からは、センターの業務と専門とする研究領域が近い専任教員を、教育システム開発部門に配置している。

８－１－３： 研究活動の質の向上のために研究活動の状況を検証し、問題点等を改善するためのシステムが適切に整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

個人評価を目的として本学が平成 17 年に制定した、「国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則」（http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/hyoujitsushi.htm）に準拠して、「佐賀大学高等教育開発センターにおける教員の個人評価に関する実施基準」を作成し、専任教員の研究活動の点検・評価を実施している（７－３－①の資料A【p.41】参照)。

【分析結果とその根拠理由】

センターの専任教員による研究活動の状況を個人評価によって把握し、次年度の研究活動の改善を図る仕組みが構築されていることから、研究活動の検証と問題点の改善のためのシステムが整備され、機能している。

8.2. 大学の目的に照らして，研究活動が活発に行われており，研究の成果が上がっていること。

８－２－１： 研究活動の実施状況から判断して、研究活動が活発に行われているか。

【観点に係る状況】

センターの専任教員は、研究出版物の発行、学会・シンポジウム等における研究成果の公表、他大学・研究機関との共同研究に従事している。平成20年度のセンターの専任教員による研究活動の実施状況を示すと、原著論文4件、資料・解説・論説・研究報告・総合雑誌の論文2件、政策形成に資する調査2件、招待講演・特別講演4件、一般講演（学会講演を含む）21件、学会役員等1件、他大学・研究機関との共同研究3件となる。また、科学研究費補助金の申請については代表者又は分担者等として4件の申請を行っている（別添資料：研究活動実績票別紙様式①－甲及び研究活動実績票別紙様式①－乙参照）。

【分析結果とその根拠理由】

研究活動の内容とセンターの業務との接点が強化され、研究活動それ自体については概ね活発に行われていると判断できる。平成20年度から、教育システム開発部門にセンターの業務との関わりが深い専任教員を配置し、研究活動の内容の改善を図っている。

８－２－２：研究活動の成果の質を示す実績から判断して、研究の質が確保されているか。

【観点に係る状況】

センターの専任教員による主な研究活動の成果の質を示す実績としては、平成20年度については共同研究の受入（1件）や科学研究費補助金の採択１件）、招待講演（4件）の依頼があった（別添資料：研究活動実績票別紙様式②参照）。

【分析結果とその根拠理由】

共同研究の受入、科学研究費補助金に採択されていることから、センターの専任教員による研究活動の成果には一定の質が確保されていると判断できる。

８－２－３： 社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から見て、社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているか。

【観点に係る状況】

センターの専任教員は、研究活動やその成果が佐賀市教育委員会から評価を受け、平成 19 年度に引き続き、目指す子ども像達成状況調査委員会の委員に委嘱され、研究成果を還元している（別添資料：研究活動実績票別紙様式③参照）。

【分析結果とその根拠理由】

佐賀市教育委員会から委員を委嘱されていることから、センターの専任教員による研究活動の成果が社会・経済・文化の領域において活用され、その発展に資するものになっていると判断できる。

（２）目的の達成状況の判断

センターが研究に特化した組織ではないにもかかわらず、センターの専任教員は一定の研究活動の成果をあげている。こうしたことから、センターの専任教員による研究活動の状況を総合的に評価して、「目的の達成状況が良好である」の段階にあると判断できる。

（３）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

学務部教務課に高等教育開発センター係を設置し、事務職員１名及び事務補佐員１名をセンターに配置している現状は、センターが小規模な組織であることを考慮すれば、研究活動を支援・推進する体制を十分に整えている。こうした支援体制の成果として、センターの専任教員は、原著論文、資料・解説・論説・研究報告・総合雑誌の論文の執筆、一般講演（学会講演を含む）、他大学・研究機関との共同研究など、一定の質が確保された研究活動に取組んでいる。

また、「佐賀大学高等教育開発センターにおける教員の個人評価に関する実施基準」により、専任教員の研究活動を点検・評価している点は、センターの研究活動の状況を把握し、問題点を改善する機会が設けられているものとして評価できる。

【改善を要する点】

平成20年度から、教育開発部門にセンターの業務との接点が大きい研究活動に従事している専任教員を配置するなど、改善が図られている。

（４）選択的評価基準Ａの自己評価の概要

センターは研究に特化した組織ではないが、佐賀大学高等教育開発センター規則に、修学支援部門、教育支援部門、企画評価部門、教育開発部門の業務として、調査・研究に関る事項を定め、センターの目的に対応した研究活動の活性化を促している。また、専任教員が2名にすぎない小規模センターながら、学務部教務課の高等教育開発センター係の事務職員1名及び事務補佐員1名を配置し、専任教員の研究活動を支援するなど、十分な支援機能を果たしている。なお、研究活動の実績については、本学が制定する「国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則」に準拠して、点検・評価を実施している。

こうした体制下で、センターの専任教員の研究実施状況は、原著論文４件、資料・解説・論説・研究報告・総合雑誌の論文２件、政策形成に資する調査２件、招待講演・特別講演４件、一般講演（学会講演を含む）21件、学会役員等１件、他大学・研究機関との共同研究３件となっている。科学研究費補助金の申請については、代表者又は分担者等として４件の申請を行っている。

一方、センターの業務と研究活動の内容が必ずしも整合していなかったが、教育開発部門にセンターの業務との接点の大きい専任教員を選考するなど、センターの業務に見合った研究活動の活性化に向けて改善に取組んでいる。

9. 部門別活動等

9－1 修学支援部門活動報告

【観点に係る状況】

修学支援部門では、平成20年度の活動計画を、1)学習ハンドブックの作成、2)大学入門科目の実施内容の提示、3)シラバスの抜本的見直し、4)ラーニング・ポートフォリオの提示、5)学習アドバイザーの検討、の5項目とした。これらは、佐賀大学中期目標の年度計画番号1に対応する。各項目を部門教員が分担し、部門教員が適宜センターに集合し、協議の結果を踏まえて計画を進めた。

1)学習ハンドブックの作成

初年次教育が重要であることを念頭におき、山下教員が項目の素案を作成した。項目立てのために、山下教員が先行大学（名古屋大学、岡山大学、長崎大学）のハンドブックを調査し、それに基づいて本学のハンドブック案を提示した。ハンドブックの使用対象は大学によって異なり、また、その開発者や内容も様々であった。部門内で検討し、本学では、初年次学生を対象とし、学生の意見を参考にして教員（高等教育開発センターが立案、大学教育委員会で審議）が開発し、項目は大学（さらに佐賀大学）で学ぶ動機付けと学習方法で構成することとした。また、ハンドブックは携帯できる冊子体とすること、施設案内や学生生活に関することは再度検討し、必要であれば分冊として作成することとした。

2)大学入門科目の実施内容の提示

1)の結果次第では本内容と重複するかもしれないので、先ずは、1)の学習ハンドブックの作成を進めることにした。

3)シラバスの抜本的見直し

2010年に教務システムを更新するに伴って、2009年2月頃から仕様策定委員会を発足させ議論する予定となっていた。そのため、2008年中にシラバスの見直し案を本部門で作成しておくこととした。現行のオンラインシラバスに対する部門教員の意見をもとに、船久保教員が現行のオンラインシラバスに対する改善案をまとめた。それを部門で検討した後、最終案を高等教育開発センターからとして11月に大学教育委員会教務専門委員会に提出（資料1参照）し、専門委員会での審議に委ねた。また、船久保教員が仕様策定委員会に参加し、新教務システムの作成を支援することとなった。

4)ラーニング・ポートフォリオの提示

土持氏の著書や講演を参考にし、本学が導入することを念頭において、ラーニング・ポートフォリオについて検討した。シラバス、単位取得状況、GPA等とリンクしたオンライン上にラーニング・ポートフォリオ（学習実践記録）を設置し、学生が年度毎（あるいは学期毎）に省察を入力し、担任教員がそれに助言し指導する。学生が入力する省察項目は、目標（科目の選択と理由、何を学習したいか、科目毎の達成目標）、学習方法（授業内あるいは授業外等）、学習の過程（履修科目等）、結果について（科目毎の達成度、学習方法の反省）、次年度の目標と計画、とした。実現にあたっての課題は、初年次教育でポートフォリオの作成法を習得させる必要があること（学士課程教育の中で位置づける）、入力端末数を大幅に増やすこと、学外からのログインを可能とすること、新教務システムとの棲み分けあるいは統合することを挙げた。以上を、総合情報基盤センターと当センターとの連名で申請した平成21年度概算要求に組み込んだ（資料2参照）。

なお、ゴーイング・シラバスに関しては、3)と関係するために3)を仕上げた後に検討することとした。

5)学習アドバイザーの検討

山下教員が岡山大学の事例を調査し、ピアサポーター制度（学生アドバイザー）について報告した。本学での学生の相談状況を確認した上で、再検討することとした。

資料１　新教務システムへの要望（一部抜粋）

新教務システムへの要望

高等教育開発センター

8項目に分けて要望事項を列挙するが、小項目の間には関連するものもあり、実装に向けては項目間の連携を考慮する必要がある。また、仕様策定の委員会には優先順位を付して提案する。

1. シラバス
・固定項目とgoing syllabus　　必須項目が入力されていない場合にエラーを出す。
固定項目＝定員超過問題対策に必要な項目

留年者については、修業年限を超える在学期間が２年以内の者については、在学者から控除できるが、「当該学部のシラバス等に全ての講義等ごとの学習目標や授業方法及び授業計画、並びに成績評価基準が明示されていること」が前提条件となっている。
[平成20年度第１回大学教育委員会議事要旨より抜粋]

・LMSとの連携（次々ページ＊参照）
・学生の閲覧　履修登録時だけでなく、常時、時間割のページとのリンク

2. 成績入力
・再試験の結果を入力する際に、受験者だけを入力・更新可能とする
・修正期間の設定（現在は、入力すると確定される）
・保留901と放棄902は紛らわしい

資料２　ラーニング・ポートフォリオ構想図

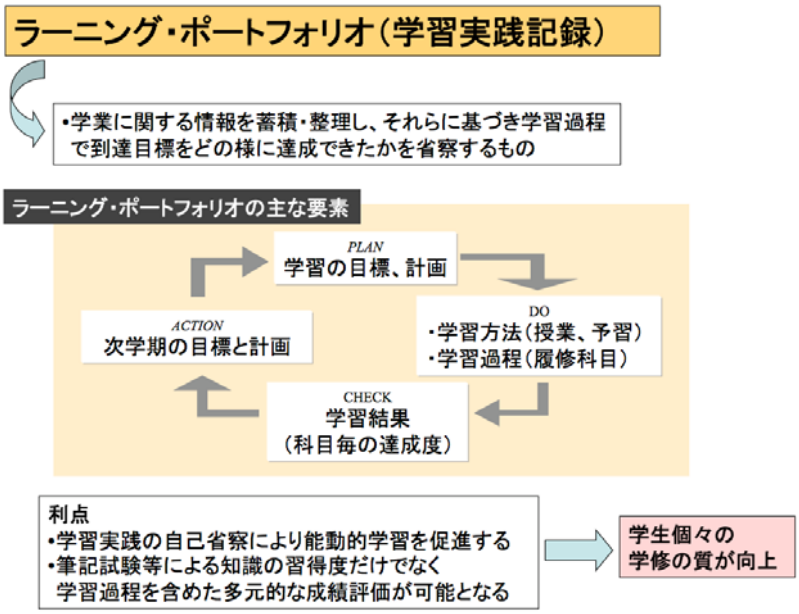

【分析結果とその根拠理由】

修学部門の活動は、主として大学教育委員会と連携して取組まれ、大学教育委員会の要望を汲みながら活動する体制となっている点で評価できる。

9－2 教育支援部門活動報告

【観点に係る状況】

教育支援部門では、平成20年度の活動計画を以下の6項目とした。なお、丸カッコ内の数字は、佐賀大学中期目標の年度計画番号を示している。

1)入試と教務等のデータ解析を実施し、その結果を教育課程に活かすための提言を行う。(038) に対応。
2)教員インタビューや教育表彰を受けた教員の報告会などを実施し、創造的教材や学習指導法を開発するための情報を収集する。(038) に対応。
3)教員の教授法を収集するために、Web サーバの構築や教員報告様式の活用方法を検討する。(038) に対応。
4)「教員のための教授法ハンドブック」や「TA の心得」などの作成、および TA のあり方について検討する。(038) (065) に対応。
5)FD・SD フォーラムを開催する。(065) に対応。
6)LMS による教育支援を行う。(062) に対応。

1)入試データの解析
今のところ本学では入試データを解析した経験がないため、闇雲にすべての入試データを対象として解析するべきではない、と判断し、特定の学科を対象にデータを解析した。そして、入試データからどのようなことが分かるのか、また、これをどのように教育課程へ活かすべきか、といった視点から入試データ解析結果をまとめ、大学教育年報に掲載した。

2)教員インタビュー・座談会
経済学部2名の教員にインタビューを行い、その内容を編集して高等教育開発センターのホームページに掲載した (資料1)。また、教育功績等表彰第2号者による座談会を開催後、授業の実践方法を中心に編集し、大学教育年報に掲載した。さらに、教育功績等表彰第1号者による座談会も開催して、その内容を編集の上、大学教育年報に掲載した。

3)Web サーバの構築等の検討
本項目については次の項目内で触れる。
4)教員を支援する資料作成
教員の教授方法を収集するためには、教員自らが教育実践内容をアピールできるような仕組みが必要である。そのために、ティーチング・ポートフォリオの導入を検討した。ティーチング・ポートフォリオとは、教育活動に関する重要な成果の情報を蓄積・整理し、それらに基づき教育活動を省察したものであり、今後は Web 上での入力を前提とした具体的な実装方法について検討する予定である。また、新しい授業評価システムについても FD 専門委員会へ提案を行った。これは、授業アンケートを授業開始後なるべく早い段階で実施し、その結果を、現在受講している学生に反映させようというものである。

5)FD・SD フォーラム
LMS を活用した授業の実践に関する FD・SD フォーラムを 2008 年7月に開催し、学士力と高大接続に関する FD・SD フォーラムを 2009 年2月に開催した (資料2)。

6)LMS による教育支援
学内の協力教員と共に、数学と物理の LMS 用の問題を作成し、e ラーニングスタジオと協力して LMS コンテンツとしてまとめた (資料3)。現在は、来年度中に運用ができるように準備を進めている。

【資料一覧】
資料1：教員インタビューのページ
(http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/interview.html)
資料2：FD・SD フォーラムの開催案内
(http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/FD&SD%20Reports.html)
資料3：基礎数学・物理のページ
(http://ncsv3.pd.saga-u.ac.jpeラーニング 2/)

【分析結果とその根拠理由】

教育支援部門は、大学教育委員会のFD専門委員会と連携し、各種調査、企画を実施していることから、積極的に活動していると評価できる。

9－3 企画評価部門活動報告

【観点に係る状況】

企画評価部門は、(1) 大学教育の改善に関する企画及び研究に関すること, (2) 大学の教育活動の評価に必要な調査に関すること、を分担することになっている。

本年度はおもに法人評価と認証評価に向けたデータ収集および報告書等の作成と、教育に関わる各種アンケート調査とその分析、報告書の作成を行った。

1)国立大学法人 佐賀大学共通アンケート（学部卒業予定者対象、修士課程・博士前期課程修了予定者対象）

①平成 18 年度に引き続き昨年度実施し、年度末に回収した平成 19 年度の共通アンケートの集計、分析を行い、大学教育委員会に報告書を提出した。

分析結果を見ると、平成 18 年度と比較して回収率がやや低下したが、学生生活に関する満足度や授業に対する満足度、就職活動に取り組む学生の割合が全般的にやや増加している。また、学部学生については、「専門的な知識や技能」、「資料や報告書を作成する能力」などで、平成 18 年度にくらべて僅かながら「かなりできた」、「ややできた」と回答しているケースが多くみられ、大学院学生では「就職に結びつく技能」について「かなりできた」、「ややできた」とするケースが増えている。さらに、入学時に利用した選抜方法別にみると、いずれかの選抜方法によって入学した学生の教育・学修の成果が卓越している、あるいは劣っているといった傾向はみられなかった。

②平成 20 年度の共通アンケートの書式の改訂を行い、アンケートを実施し、アンケート用紙を回収した。

アンケート用紙の回収数は平成 19 年度よりも多く、平成 18 年度なみであった。現在、データの入力作業中であり、入力終了後、ただちに集計、分析作業に入る予定である。

2)学生対象アンケート（在校生アンケート）

平成 20 年 6 月から 10 月にかけて平成 20 年度佐賀大学学生対象アンケートを実施し、集計・分析を行い、報告書を作成し、大学教育委員会に提出した。

学部 3 年次の学生を対象とした質問紙の回収状況には、学部間に大きな差が見られ、回収率が著しく低下している学部もあった。

今回の調査にみられる傾向は、(1)授業科目に対する満足感などの項目では満足感が比較的良好である一方、施設・設備等に対する満足感は低くなっている、(2)一部の項目に平成19年度にくらべて肯定的な回答が増えたり、減ったりしているものがあるが、全般的にみて、平成19年度とほぼ同じ水準にある。平成18年度とくらべた場合には、やや高い水準になる項目が少なくない、(3)平成18年度、平成19年度と同様、学士課程より大学院課程において質問に対し肯定的な回答が多くなる。施設・設備等に対する満足感など、僅かな改修や努力では、改善が難しいと思われる結果も散見しているが、成績評価や卒業・修了認定の基準の周知状況に代表されるように、明らかな改善の兆候を示す調査結果も得られている。

3)教育活動等調査報告書

各部局からの報告書をもとに、平成 19 年度佐賀大学教育活動等調査報告書を作成した。この報告書の内容は、法人評価における達成状況報告書にも生かされている。

4)教員報告様式

教員報告様式の改訂案を作成した。平成 20 年度のデータ収集は、研究成果についてはオンライン入力とし、その他の部分は改訂した教員報告様式（Excel ファイル）により行うこととなり、3 月初旬に Excel ファイルを各教員に配布する予定である。

また、Excel ファイルによるデータ入力には、入力時の混乱や評価作業担当者の労力負担、他のデータとの連係などについて多くの問題があることから、情報政策委員会に対してオンライン化による評価基礎情報の効率的収集システムの構築について提案し、理解を得ることができた。

5)中期計画

平成 20 年度の年度計画の進捗状況管理表（教育室関係、全学部分）および平成 21 年度の年度計画（教育室関係、全学部分）の作成に参加した。次期中期計画の教育室関係部分の素案作成に協力した。

【分析結果とその根拠理由】

平成 19 年度に引き続き、各種評価業務に資する報告書等の作成に取組んでいる。また、平成 21 年度からは協力教員 1 名を新たに配置していることから、企画評価部門の活動の充実が図られている。

9－4 教育システム開発部門活動報告

【観点に係る状況】

1. はじめに

佐賀大学ｅラーニングスタジオでは、平成20年度に「再チャレンジ作成教材」、「教員のための環境教育（初等教育編）」、「教員のための環境教育（中等・高等教育編）」、「数学・物理の教材」、「伝統工芸と匠」、「技術と表現（映画製作）」、「芸術と表現（デジタル表現技法）」、「人間社会とコミュニケーション」のリニューアル、「エコアクション21」、「唐津焼講習会のDVD化」などのコンテンツ制作を行った。この中で教養教育科目として今年度に新しく制作したものは、伝統工芸と匠、エコアクション21である。本報告では、この２つのコンテンツ制作の過程について述べる。

2. 地域密着型コンテンツ「佐賀の匠」

2-1)コンテンツ制作の概要

佐賀県の伝統工芸家の匠の技や作品を記録として残し後世に伝えることを目的として，平成19年度生涯学習「佐賀大学ｅラーニングスクール」の１科目として「大塚清吾が語る佐賀の匠」というｅラーニングコンテンツを制作した。コンテンツの総合監修者をフォトジャーナリストであり本学高等教育開発センター特任教授の大塚清吾氏に依頼し，佐賀県内で活躍されている伝統工芸家の中から６名を講師として迎え，その匠の技術や作品を収録しｅラーニングコンテンツとして配信した。

2-2) コンテンツ制作の留意点

コンテンツ制作に当たっては「匠の技や姿，歴史・伝統・文化をいかに正しく伝えるか」に主眼を置いた。撮影の際には講師に動きのリクエストなどは極力避け，普段の作業風景を撮影するように心がけた。また，作業をしている講師の表情と手先に重点を置き撮影した。

シナリオ作成の際にも，技術の説明や歴史・伝統の記述に誤りや誤解を招く表現がないように細心の注意を払った。例えば，和紙職人の場合一般的にクローズアップされるのは紙を漉いているシーンであるが，実際は紙を漉く作業は全体の１割程度であり，原料作りが作業のほとんどを占めていることは知られていない。このように一般に認識されていることとは異なる部分をいかに正しく伝えるかにポイントを置いて制作した。

2-3)コンテンツの活用

平成19年度は一般の方を対象に「生涯学習佐賀大学ｅラーニングスクール」の１科目としてLMSを利用して配信するｅラーニングを実施するとともに，ｅラーニング受講者に対して講義形式のスクーリングを実施した。表２にｅラーニングの受講者数とスクーリングの参加者数を示す。ｅラーニングとスクーリングを併用することで受講者の理解がより深まると考えられる。平成19年度は講義形式のスクーリングであったが，今後は講師の工房の見学をするなどの実地体験型のスクーリングもより学習効果が上がるのではないかと考える。

平成21年度より佐賀大学の一般教養科目として「佐賀の匠」を配信することを予定している。伝統工芸に触れることの少ない学生に，一般教養として伝統工芸の知識を身につけると同時に，伝統工芸に興味を持ち実際に触れるきっかけになればと考えている。

3. 大学入門科目「エコアクション21」の制作

初年次教育（大学入門科目）における環境教育の重要性は高い。そこで，初年次教育の一環として，DVDやｅラーニングを活用して，学生と教職員が一緒に環境について考える学習環境の構築をはじめた。

本学では平成20年３月に全国でも初めて全学で環境マネジメントシステム「エコアクション21」の認証を取得した。環境問題について，まずは「環境に充分配慮したキャンパスづくり」をめざすため，初年次教育の一環として学生に環境問題に関心をもってもらうための教材を制作した。

3-1)「エコアクション21」の教材内容

環境省が策定した環境マネジメントシステムによれば、「エコアクション 21 は，広範な中小企業，学校，公共機関などに対して，「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し，環境への目標を持ち，行動し，結果を取りまとめ，評価し，

報告する」ための方法としてエコアクション 21 ガイドラインに基づく事業者のための認証・登録制度である。

教材のタイトルは，「暮らしの中の環境活動　～エコアクション 21～」で，学習内容は次の通りとした。

(1) エコアクション 21 の取得
(2) 深刻化する環境問題
(3) 身近な環境問題からはじめる
(4) なぜ「ごみ」の問題が重要なのか？
(5) ごみの出し方ごみの分別
(6) 大学構内での環境を配慮した行動
(7) 積極的に「環境問題」に取組む学生たち

3-2)教材の活用

作成した DVD は全学部に配布し，初年次教育の一環として学生に視聴させた。教材は，欠席した学生のために，ホームページの活動報告(http://net.pd.saga-u.ac.jp/e ラーニング/activity/index.htm)からも，視聴できるようにした。Web 上に公開している 1 画面を図 1 に示す。

(a) e ラーニングスタジオの「活動報告」

(b) 教材コンテンツ

図 1　インターネット上の環境教育教材

4.　まとめ

「佐賀の匠」コンテンツは生涯学習や大学における一般教養の学習コンテンツとして有効なだけでなく，日本の伝統的工芸や手仕事の世界が忘れ去られようとしている現代において，伝統文化の記録，デジタルアーカイブとしての役割を持つことが期待される。佐賀に根付いている伝統的工芸を題材としたコンテンツを制作し e ラーニングを使い世界中へ配信することで，多くの人に佐賀の伝統的工芸へ興味を持ってもらい，これをきっかけに実際に工房などへ足を運び伝統的工芸への造詣を深めてもらうことができる。それが佐賀県の紹介にもなり佐賀の観光の活性化につながる可能性も考えられる。このように佐賀に限らず，それぞれの地域の歴史・伝統・文化を題材にコンテンツを作成し e ラーニングで配信することで，教育効果だけでなくその地域の観光の活性化や産業の振興にも役立てることができると考える。

「エコアクション 21」は、これを取得したことで，佐賀大学の環境に対する責任は非常に大きなものとなり、また注目が集まる。今回，初年次教育のための教材を制作し，DVD や e ラーニングを活用し，環境教育を行ったことが，環境問題に関心をもってもらう契機となり，大学の学生だけでなく，教職員も一緒にエコ活動が行われることを期待する。また，それが佐賀大学における，真の意味でエコアクションの始まりと言える。

初年次教育（大学入門科目等）として，学ぶべき事柄としては，「環境問題」の他にも，「情報倫理」「社会福祉」「国民年金」「大学の使命」「大学における学習方法」「大学図書館の利用」「ハラスメント」「健康論」「企業倫理」などが考えられる。これらは，ほとんどの学部で専門科目外である。しかし，大学を卒業したあと，社会人として必要な知識であるので，対面授業で無理であれば e ラー

ニングの手段で教育する必要があろう。

【参考文献】

(1) エコアクション 21：財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター（http://www.ea21.jp/eco21/eco01.html）

【分析結果とその根拠理由】

ICT を活用した創造的教材、学習指導法の開発に向けた調査・研究を進め、その成果が文部科学省の平成 20 年度質の高い大学教育推進プログラム（教育 GP）の申請に反映され、「創造的人材育成～誰でもクリエーター～」として採択されていることなどから判断して、教育システム開発部門は活動の充実に努めていると判断できる。

資料1　高等教育開発センター　規程集

佐賀大学高等教育開発センター規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)
佐賀大学高等教育開発センター規則(平成 20 年 10 月 17 日改正)
佐賀大学高等教育開発センター教員候補者選考内規(平成 17 年 3 月 18 日廃止)
佐賀大学高等教育開発センター副センター長選考規程
佐賀大学高等教育開発センター教員選考規程
佐賀大学高等教育開発センター教員会議に関する内規
佐賀大学高等教育開発センター協力教員に関する内規
佐賀大学高等教育開発センター客員研究員受入内規
佐賀大学高等教育開発センター大学教育年報編集委員会要項（平成 19 年 5 月 10 日制定）

佐賀大学高等教育開発センター規則

（平成１６年４月１日制定）

（趣旨）

第１条　この規則は，国立大学法人佐賀大学規則（平成１６年４月１日制定）第２２条第２項の規定に基づき，佐賀大学高等教育開発センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し，必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　センターは，佐賀大学（以下「本学」という。）の大学教育について調査・研究するとともに，その成果を実際の教育活動に適用し，本学の目的と使命を達成することを目的とする。

（部門及び業務）

第３条　センターに，前条に掲げる目的を達成するため，教養教育部門，企画開発部門及び教育支援・教育評価部門を置く。

２　教養教育部門は，次に掲げる業務を行う。

(1) 教養教育に関する調査研究及び成果の公表に関すること。

(2) 教養教育科目の企画及び立案に関すること。

(3) 教養教育実施システム改善案の策定に関すること。

(4) その他教養教育の改善に必要な事項

３　企画開発部門は，次に掲げる業務を行う。

(1) 教育資源に関する調査研究及び利用形態の開発に関すること。

(2) 参加型，創造型及び地域文化資源利用型等の教育システムの開発に関すること。

(3) その他大学教育に関する企画開発に必要な事項

４　教育支援・教育評価部門は，次に掲げる業務を行う。

(1) 教育方法の調査及び分析に関すること。

(2) ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）の実施及びその成果を利用した教育支援に関すること。

(3) 国内外の教育システムの調査研究と成果の利用に関すること。

(4) 教育評価法の開発と適用に関すること。

(5) その他大学教育に関する教育支援・教育評価に必要な事項

（職員）

第４条　センターに，次に掲げる職員を置く。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 部門長

(4) 専任の教員

(5) その他必要な職員

（センター長）

第５条　センター長は，本学の教授のうちから学長が選考する。

２　センター長は，センターの業務を掌理する。

３　センター長の任期は，２年とし，再任を妨げない。

４　センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

（副センター長）

第６条　副センター長は，本学の教員のうちから選考する。
２　副センター長は，センター長を助け，センターの業務を整理する。
３　副センター長の任期は，２年とし，再任を妨げない。
４　副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。
（部門長）
第７条　部門長は，センターの教員のうちから選考する。
２　部門長は，部門の業務を掌理する。
３　部門長の任期は，２年とし，再任を妨げない。
４　部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。
（副センター長等の選考）
第８条　副センター長，部門長及び教員の選考は，次条に定める運営委員会の議を経て，学長が行う。
（運営委員会）
第９条　センターに，佐賀大学高等教育開発センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。
２　運営委員会は，次の各号に掲げる事項を審議する。
(1) センターの管理運営の基本方針に関する事項
(2) センターの人事に関する事項
(3) その他センターの管理運営に関する重要事項
（組織）
第１０条　運営委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。
(1) センター長及び副センター長
(2) センターの専任の教員
(3) 各学部及び教養教育運営機構から選出された教員　各２人
２　前項第３号の委員の任期は，２年とし，再任を妨げない。
３　第１項第３号に掲げる委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。
（委員長）
第１１条　運営委員会に委員長を置き，センター長をもって充てる。
２　委員長は，運営委員会を招集し，その議長となる。
３　委員長に事故があるときは，副センター長がその職務を代行する。
（議事）
第１２条　運営委員会は，委員の過半数が出席しなければ，議事を開き，議決することができない。
２　運営委員会の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。ただし，教員の人事に関する事項及び特に重要な事項については，出席した委員の３分の２以上の賛成を必要とする。
（専門委員会）
第１３条　運営委員会は，専門的事項を審議するために，必要に応じて専門委員会を置くことができる。
（意見の聴取）
第１４条　運営委員会は，必要に応じて，委員以外の者の出席を求め，その意見を聴くことができる。
（事務）
第１５条　センター及び運営委員会の事務は，学務部教務課において処理する。
（雑則）

第１６条　この規則に定めるもののほか，運営委員会の議事の手続その他その運営に関し，必要な事項は，運営委員会が別に定める。

附　則

１　この規則は，平成１６年４月１日から施行する。

２　この規則施行後，最初に任命されるセンター長及び副センター長の選考は，国立大学法人佐賀大学の初代部局長等の選考に関する規則（平成１６年１月１６日制定）に基づき選出された候補者を第５条及び第８条の規定により選考されたものとみなし，学長が行うものとする。

佐賀大学高等教育開発センター規則（※平成２０年１０月１７日改正分）

（平成１６年４月１日制定）

（趣旨）

第１条　この規則は，国立大学法人佐賀大学規則（平成１６年４月１日制定）第２２条第２項の規定に基づき，佐賀大学高等教育開発センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し，必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　センターは，佐賀大学（以下「本学」という。）の大学教育について調査・研究するとともに，その成果を実際の教育活動に適用し，本学の目的と使命を達成することを目的とする。

（部門及び業務）

第３条　センターに，前条に掲げる目的を達成するため，修学支援部門，教育支援部門，企画評価部門，英語教育開発部門及び教育システム開発部門を置く。

２　修学支援部門は，次に掲げる業務を行う。

(1) 学生の修学を支援するシステムの調査研究に関すること。

(2) 学生の修学改善に関すること。

(3) 学生の修学指導方法の開発に関すること。

(4) 教育内容の改善を図るための研究に関すること。

(5) その他大学教育に関する修学支援に必要な事項

３　教育支援部門は，次に掲げる業務を行う。

(1) ファカルティ・ディベロップメント及びその成果を利用した教育支援に関すること。

(2) 授業評価及び教育方法についての調査，分析による教育方法の改善に関すること。

(3) 教育評価法の開発と適用に関すること。

(4) 教育方法の改善を図るための研究に関すること。

(5) その他大学教育に関する教育支援に必要な事項

４　企画評価部門は，次に掲げる業務を行う。

(1) 大学教育の改善に関する企画及び研究に関すること。

(2) 大学の教育活動の評価に必要な調査に関すること。

(3) その他センター長が指示する事項の企画及び調査に関すること。

５　英語教育開発部門は，次に揚げる業務を行う。

(1) 英語教育の教材開発に関すること。

(2) 英語の教育方法及び教育改善に関すること。

(3) その他英語教育に関する教育支援に必要な事項

６　教育システム開発部門は，次に掲げる業務を行う。

(1) 教養教育その他全学の教育に関する教育システムの開発に関すること。

(2) 教育資源の調査及び開発に関すること。

(3) その他大学教育の開発及び研究に関する事項

（職員）

第４条　センターに，次に掲げる職員を置く。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 部門長
(4) 専任の教員
(5) その他必要な職員
２　前項各号に掲げる職員のほか，センターに，併任の教員を置くことができる。
３　併任の教員の任期は，２年とし，再任を妨げない。
（センター長）
第５条　センター長は，本学の教授のうちから学長が選考する。
２　センター長は，センターの業務を掌理する。
３　センター長の任期は，２年とし，再任を妨げない。
４　センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。
（副センター長）
第６条　副センター長は，本学の教員のうちから選考する。
２　副センター長は，センター長を助け，センターの業務を整理する。
３　副センター長の任期は，２年とし，再任を妨げない。
４　副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。
（部門長）
第７条　部門長は，センターの教員のうちから選考する。
２　部門長は，部門の業務を掌理する。
３　部門長の任期は，２年とし，再任を妨げない。
４　部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。
（副センター長等の選考）
第８条　副センター長，部門長及び教員の選考は，次条に定める運営委員会の議を経て，学長が行う。
（運営委員会）
第９条　センターに，佐賀大学高等教育開発センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。
２　運営委員会は，次の各号に掲げる事項を審議する。
(1) センターの管理運営の基本方針に関する事項
(2) センターの人事に関する事項
(3) その他センターの管理運営に関する重要事項
第１０条　運営委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。
(1) センター長及び副センター長
(2) センターの教員
(3) 各学部及び教養教育運営機構から選出された教員　各２人
２　前項第３号の委員の任期は，２年とし，再任を妨げない。
３　第１項第３号に掲げる委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。
第１１条　運営委員会に委員長を置き，センター長をもって充てる。
２　委員長は，運営委員会を招集し，その議長となる。
３　委員長に事故があるときは，副センター長がその職務を代行する。
第１２条　運営委員会は，委員の過半数が出席しなければ，議事を開き，議決することができない。
２　運営委員会の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。ただし，教員の人事に関する事項及び特に重要な事項については，出席した委員の３分の２以上の賛成を

必要とする。

（専門委員会）

第１３条　運営委員会は，専門的事項を審議するために，必要に応じて専門委員会を置くことができる。

（意見の聴取）

第１４条　運営委員会は，必要に応じて，委員以外の者の出席を求め，その意見を聴くことができる。

（事務）

第１５条　センター及び運営委員会の事務は，学務部教務課において処理する。

（雑則）

第１６条　この規則に定めるもののほか，運営委員会の議事の手続その他その運営に関し，必要な事項は，運営委員会が別に定める。

附　則

１　この規則は，平成１６年４月１日から施行する。

２　この規則施行後，最初に任命されるセンター長及び副センター長の選考は，国立大学法人佐賀大学の初代部局長等の選考に関する規則（平成１６年１月１６日制定）に基づき選出された候補者を第５条及び第８条の規定により選考されたものとみなし，学長が行うものとする。

附　則（平成１８年１月２０日改正）

この規則は，平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年４月２０日改正）

１　この規則は，平成１９年５月１日から施行する。

２　この規則施行後最初に選出される第３条第４項及び第５項の部門の部門長の任期は，第７条第３項の規定にかかわらず，平成２０年３月３１日までとする。

附　則（平成１９年１２月２１日改正）

この規則は，平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年１０月１７日改正）

この規則は，平成２０年１０月１７日から施行する。

佐賀大学高等教育開発センター教員候補者選考内規

（平成１６年４月１日制定）

（趣旨）

第１条　佐賀大学高等教育開発センターにおける副センター長及び専任教員候補者の選　考は，この内規の定めるところによる。

（副センター長の選考）

第２条　佐賀大学高等教育開発センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は，　次の各号のいずれかに該当する場合に，副センター長候補者を選考する。

(1) 副センター長の任期が満了するとき。

(2) 副センター長が辞任を申し出たとき。

(3) 副センター長が欠員となったとき。

２　副センター長候補者の選考は，前項第１号に該当する場合は，任期満了の日の１月前までに行い，同項第２号又は第３号に該当する場合は，その事由が生じたときから原則として１月以内に行う。

３　運営委員会は，副センター長候補者を選考する必要が生じたときは，センター長に適任者の推薦を依頼する。

４　運営委員会は，前項により推薦された者の中から副センター長候補者を選考する。

５　選考は，運営委員会出席者の単記無記名投票により，副センター長候補者としての適否を決定し，選考する。

（専任教員の選考）

第３条　運営委員会は，専任教員候補者を選考する必要が生じたときは，教員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置するものとする。

２　専任教員の募集は，原則として公募とする。

（選考委員会）

第４条　選考委員会は，次の各号に定める者をもって組織する。

(1) センター長

(2) 各学部及び教養教育運営機構から選出された運営委員会委員から各１人

２　選考委員会に委員長を置き，センター長をもって充てる。

３　委員長に事故があるときは，あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

第５条　委員長は，選考委員会を招集し，その議長となる。

第６条　選考委員会は，佐賀大学教員選考基準（平成１５年１０月１日制定）に基づき，応募者について調査選考の上，暫定候補者を定め運営委員会に報告するものとする。

（運営委員会の議決）

第７条　運営委員会は，前条の報告を受けたときは，単記無記名投票により，教員候補者　としての適否を決定し，選考する。

（再公募）

第８条　前条の方法により教員候補者を得られない場合，運営委員会は，改めて教員候補者を公募するものとする。

（学長への報告）

第９条　センター長は，運営委員会において決定した教員候補者について，選考経過を付して学長に報告するものとする。

（内規の改正）

第１０条　この内規の改正は，運営委員会が行う。

（雑則）

第１１条　この内規に定めるもののほか，高等教育開発センターにおける教員候補者の選考に関し，必要な事項は，運営委員会が定める。

附　則

この内規は，平成１６年４月１日から施行する。

佐賀大学高等教育開発センター副センター長選考規程

（平成１７年３月１８日制定）

（趣旨）

第１条　この規程は，国立大学法人佐賀大学規則（平成１６年４月１日制定）第３３条第３項及び佐賀大学高等教育開発センター規則（平成１６年４月１日制定）第８条の規定に基づき，佐賀大学高等教育開発センター（以下「センター」という。）における副センター長の選考に関し，必要な事項を定めるものとする。

（選考）

第２条　副センター長の選考は，佐賀大学高等教育開発センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議に基づき，学長が行う。

（副センター長候補者の選定）

第３条　運営委員会は，次の各号のいずれかに該当する場合に，副センター長候補者を選定する。

(1)　(1) 副センター長の任期が満了するとき。

(2)　(2) 副センター長が辞任を申し出たとき。

(3)　(3) 副センター長が欠員となったとき。

２　副センター長候補者の選定は，前項第１号に該当する場合は，任期満了の日の１月前までに行い，同項第２号又は第３号に該当する場合は，その事由が生じたときから原則として１月以内に行う。

３　運営委員会は，副センター長候補者を選定する必要が生じたときは，センター長に適任者の推薦を依頼する。

４　運営委員会は，前項により推薦された者のうちから副センター長候補者を選定する。

５　選定は，副センター長候補者としての適否を運営委員会出席者の単記無記名投票により行い，決定する。

（選考経過の報告）

第４条　センター長は，運営委員会において副センター長候補者を選定したときは，速やかに学長に報告しなければならない。

（雑則）

第５条　この規程に定めるもののほか，副センター長の選考に関し，疑義が生じたときは，運営委員会が処理する。

附　則

この規程は，平成１７年３月１８日から施行する。

佐賀大学高等教育開発センター教員選考規程

（平成１７年３月１８日制定）

（趣旨）

第１条　この規程は，国立大学法人佐賀大学教員人事の方針（平成１６年４月１日制定）１の（４）及び佐賀大学高等教育開発センター規則（平成１６年４月１日制定）第８条の規定に基づき，佐賀大学高等教育開発センター（以下「センター」という。）における教員の採用及び昇任(以下「選考」という。)に関し，必要な事項を定めるものとする。

（教員の選考）

第２条　教員の選考は，佐賀大学高等教育開発センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議に基づき，学長が行う。

（教員選考の原則）

第３条　教員の選考は，センターの理念・目標・将来構想に沿って行う。

２　教員の選考は，原則として，公募により行い，適任者が得られるように努力する。

３　教員の選考においては，社会人及び外国人の雇用について配慮する。

（教員候補者の公募等）

第４条　センター長は，教員を選考する必要があるときは，運営委員会の議を経て，学内外に教員候補者を公募する。ただし，相応の理由がある場合は，運営委員会の議を経て，公募以外の方法により選考することができる。

（選考委員会の設置）

第５条　前条の場合において，センター長は，運営委員会の議を経て，教員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

（選考委員会の構成員）

第６条　選考委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 各学部及び教養教育運営機構から選出された運営委員会委員　各１人

(3) センター専任の教員　若干人

（選考委員会委員長）

第７条　選考委員会に委員長を置き，センター長をもって充てる。

２　委員長は，選考委員会を招集し，その議長となる。

３　委員長に事故があるときは，あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

（選考委員会の議事）

第８条　選考委員会は，委員の３分の２以上の出席がなければ，議事を開き，議決をすることができない。

２　議事は，出席した委員の３分の２以上の賛成をもって決する。

３　選考委員会が必要と認めたときは，選考委員会に委員以外の者を出席させることができる。

（暫定候補者の選定）

第９条　選考委員会は，国立大学法人佐賀大学教員選考基準（平成１６年４月１日制定）に基づき，履歴，研究業績，社会貢献，国際貢献，教育研究に対する今後の展望等を多面的に評価するとともに，面接，模擬授業，講義録等により，教育の能力を具体的に評価し，調査選考の上，暫定候補者１人を定め，運営委員会に報告する。

（教員候補者の決定）

第１０条　運営委員会は，前条の報告を受けたときは，暫定候補者について単記無記名投票を行い，出席した委員の３分の２以上の賛成を得た者を教員候補者とする。

（再選考）

第１１条　前条の方法により教員候補者を得られない場合，運営委員会は，改めて教員候補者を選考しなければならない。

（学長への報告）

第１２条　センター長は，運営委員会において決定した教員候補者について，選考経過を付して学長に報告するものとする。

（結果等の公表）

第１３条　センター長は，選考経過及びその結果を応募者のプライバシーに配慮した上で，公表するものとする。

（雑則）

第１４条　この規程に定めるもののほか，教員の選考に関し，疑義等が生じたときは，運営委員会が処理する。

附　則

１　この規程は，平成１７年３月１８日から施行する。

２　この規程施行の際，佐賀大学高等教育開発センター教員候補者選考内規（平成１６年５月２１日制定）に基づき選考された者は，この規程に基づき選考されたものとみなす。

３　佐賀大学高等教育開発センター教員候補者選考内規は，廃止する。

附　則（平成１７年７月２５日改正）

この規程は，平成１７年７月２５日から施行する。

佐賀大学高等教育開発センター教員会議に関する内規

（平成１８年７月２５日制定）

（設置）

第１条　佐賀大学高等教育開発センター（以下「センター」という。）にセンター長の円滑なセンター運営を補助する組織として，高等教育開発センター教員会議（以下「会議」という。）を置く。

（組織）

第２条　会議は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) センターの専任教員

(4) センターの併任教員

(5) センターの協力教員

(6) センターの客員研究員

（議長）

第３条　会議に，議長を置き，センター長をもって充てる。

２　センター長に事故があるときは，副センター長が，その職務を代行する。

（議事）

第４条　会議は，委員の過半数の出席がなければ，議事を開き，議決をすることができない。

２　議事は，出席者の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第５条　センター長が必要と認めたときは，会議に委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

（雑則）

第６条　この内規に定めるもののほか，会議に関し，必要な事項は，会議が別に定める。

附　則

この内規は，平成１８年７月２５日から施行する。

佐賀大学高等教育開発センター協力教員に関する内規

（平成１８年７月２５日制定）

（趣旨）

第１条　この内規は，佐賀大学高等教育開発センター（以下「センター」という。）における協力教員に関し，必要な事項を定めるものとする。

（協力教員）

第２条　協力教員とは，センターの業務を推進するために，佐賀大学の専任教員のうちから，部門長の推薦に基づき，センター長が委嘱する教員をいう。

（任期）

第３条　協力教員の任期は，１年以内とし，再任を妨げない。

（業務の内容）

第４条　協力教員は，推薦した部門長の属する部門の活動に参加するものとする。

２　協力教員は，センターの会議等に出席することができる。ただし，運営委員会については，委員以外の者の出席として意見を求められた場合を除き，出席することができない。

（雑則）

第５条　この内規の実施に関し，必要な事項は，センター長が定める。

附　則

この内規は，平成１８年７月２５日から施行する。

佐賀大学高等教育開発センター客員研究員受入内規

（平成１８年４月１１日制定）

（趣旨）

１　この内規は，学術研究者（受入れについて別に定めのある学術研究者を除く。以下「客員研究員」という。）を佐賀大学高等教育開発センター（以下「センター」という。）に受け入れる場合の取扱いについて定める。

（目的）

２　この制度は，客員研究員をセンターに受け入れることで，センターの教育研究等の進展に寄与することを目的とする。

（受入基準）

３　客員研究員として受け入れることのできる者は，センターの教員と協力してセンターの活動に特に大きな寄与が期待できると認められる者とする。

（名称の付与）

４　客員研究員には，佐賀大学高等教育開発センター特任教授，同特任助教授又は特任研究員の名称を付与することができる。

（受入期間）

５　客員研究員の受入期間は，１年以内とする。ただし，高等教育開発センター長（以下「センター長」という。）が特に必要があると認めるときは，受入期間を延長することができる。この場合における期間延長の手続きは，第６項から第７項までの規定を準用する。

（受入れの申出）

６　客員研究員を受け入れようとする部門の部門長は，客員研究員受入調書にセンターの業務と関連する活動の状況を示す資料等を添えて，センター長に申し出なければならない。

（受入れの承認）

７　受入れの承認及び付与する名称の決定は，運営委員会の議に基づき，センター長が行う。

（受入れの承認の取消し）

８　客員研究員が佐賀大学（以下「本学」という。）の規則等に違反したとき又は本学の運営に重大な支障をもたらしたときは，センター長は，客員研究員の受入れの承認を取り消すことができる。

（設備，施設等の使用）

９　客員研究員は，センター長が認める範囲において，施設，設備等を使用することができる。

（給与等の支給）

１０　客員研究員には，給与その他の費用を支給しない。

（学内規則等の準用）

１１　客員研究員には，センターの教員に適用される規則等を準用する。

（雑則）

１２　この内規の実施に関し，必要な事項は，運営委員会の議を経て，センター長が別に定める。

附　則

この内規は，平成１８年４月１１日から施行し、平成１８年４月１日から適用する。

高等教育開発センター客員研究員（特任教授，特任助教授，特任研究員）受入調書

（フリガナ） 氏　　名	（　　）	生年月日 年　　月　　日（　歳） 男　・　女
所属機関等・職名		
最終学歴等		
主な職歴		
教育研究等の題目		
教育研究等の期間		
受入れ責任者 職・氏名		
教育研究等の目的 及び 計画の概要		
備　　考	連絡先（現住所等）：	

佐賀大学高等教育開発センター大学教育年報編集委員会要項

（平成１９年５月１０日制定）

（設置）

第１条　佐賀大学高等教育開発センター（以下「センター」という。）に，センターが発行する大学教育年報の編集のため，佐賀大学高等教育開発センター大学教育年報編集委員会（以下「編集委員会」という）を置く。

（審議事項）

第２条　編集委員会は，大学教育年報の発行に関し，次に掲げる事項について審議する。

(1) 編集の方針

(2) 執筆依頼

(3) 投稿原稿の採否の判定

(4) その他大学教育年報の発行に係る事項

（組織）

第３条　編集委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) センターの教員のうちからセンター長が指名した者　４人以内

（任期）

第４条　前条第３号の委員の任期は，２年とし，再任を妨げない。

２　前条第３号の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（委員長）

第５条　編集委員会に委員長を置き，第３条第１号に掲げる者をもって充てる。

２　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

（副委員長）

第６条　編集委員会に副委員長を置き，第３条第２号に掲げる者をもって充てる。

２　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代行する。

（発行）

第７条　大学教育年報の発行は，原則として年１回とする。

（補則）

第８条　この規程に定めるもののほか，必要な事項は，委員会が別に定める。

附　則

１　この規程は，平成１９年５月１０日から施行する。

２　この規程施行後最初に選出される第３条第３号の委員の任期は，第４条第１項の規定にかかわらず，平成２０年３月３１日までとする。

アンケート

高等教育開発センターの自己点検・評価活動の一環として、「佐賀大学高等教育開発センター・自己点検評価アンケート」を実施した。アンケートの対象、実施時期、実施方法、回収状況は、以下に示す通りである。回収状況は、顕著に改善される傾向を示している。

	平成 21 年調査	平成 20 年調査
調査対象	大学教育委員会委員（前） センター運営委員会（前）	大学教育委員会委員（前） センター運営委員会（前）
実施時期	平成 21 年 9 月	平成 20 年 7 月
実施方法	質問紙法	質問紙法
回収状況	回収数＝15、回収率＝37%	回収数＝29、回収率＝69%

	平成 19 年調査	平成 18 年調査
調査対象	大学教育委員会委員（前・現） センター運営委員会（前・現）	大学教育委員会委員（前・現） センター運営委員会（前・現）
実施時期	平成 19 年 5 月	平成 18 年 6 月
実施方法	Web 調査（質問紙を併用）	質問紙法
回収状況	回収数＝22、回収率＝47%	回収数＝17、回収率＝27%

注）学外への異動者については調査対象から除外。

アンケートの質問項目に対する回答の分布は、以下の通りである。図中の「DK／NA」は「Don't Know」、「No Answer」を意味する。

1. センターの活動をご存知ですか。

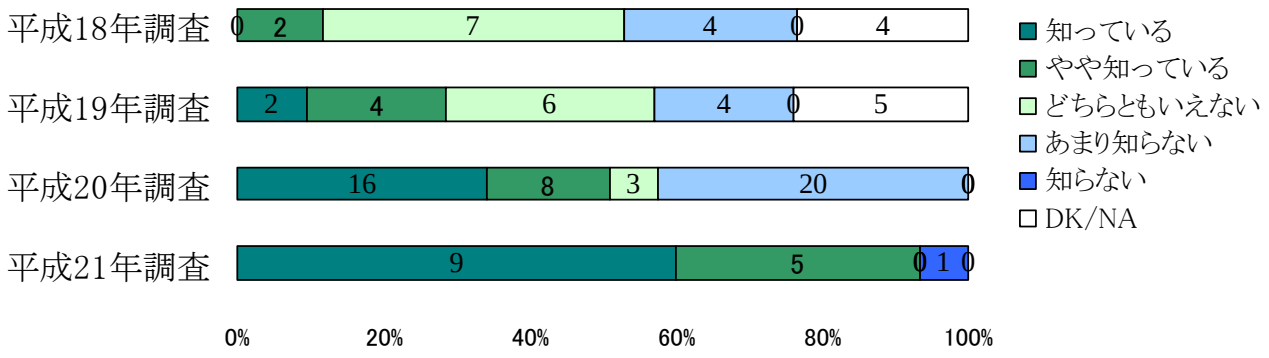

2. センターの教員構成は、適切だと思いますか。

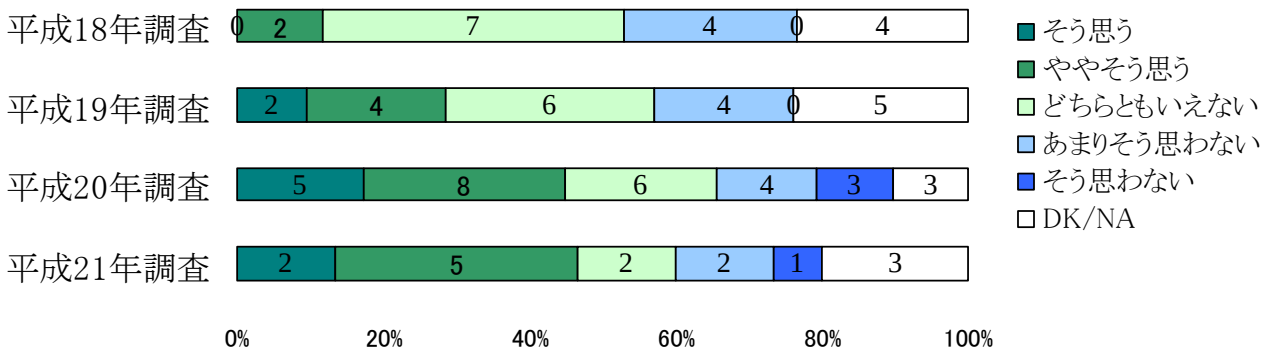

3. センターの教員構成に問題があるとすれば、どのような点ですか。

教員の活動が不明確
文系教員がもう少しいた方がよい。
ネイティブスピーカーについては、いずれ、しかるべき組織にお移りいただくべきと思います。
教員構成に問題はないと思うが、仕事量を考えると全体数が少なく感じる。
併任教員の所属学部に偏りがある。
センターの併任教員が動きが見えるところと見えないところとあるように感じる
併任教員に依存しすぎている。学部の偏りがある。
専任教員が少ない
教育分野の研究者にもっと参画してもらいたい
何をやっているか分からない点でしょう？必要な部署ですか？
何を、何のために、何を目標に、到達目標が見えにくい
何を目指しているかわからないので判断のしようがない。

4. センターの活動についての評価をお聞かせ下さい。

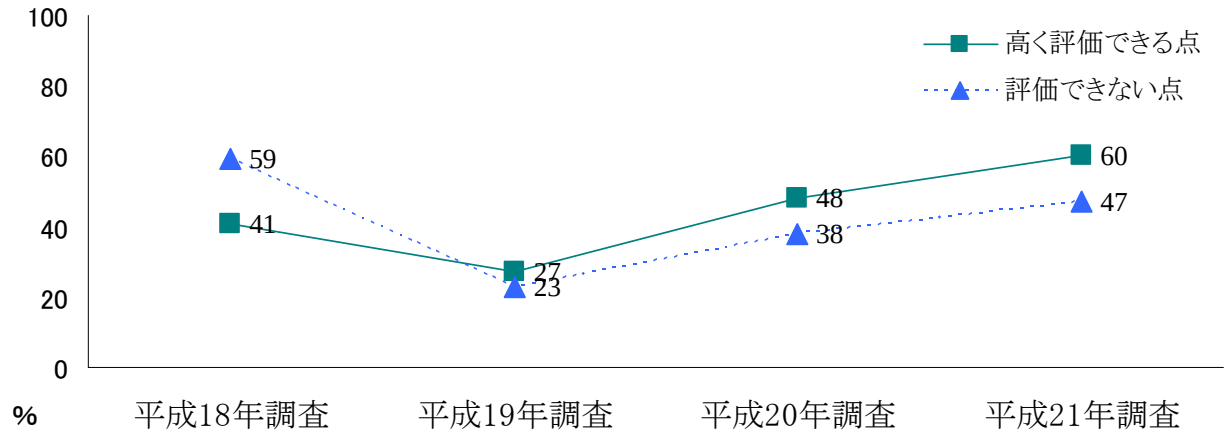

高く評価できる点	評価できない点
・大学教育全体の課題について、早期に情報を入手し、的確な提言、提案をしている点。FD も軌道に乗ってきていてよい。	・センターの活動の目的が不明確。また、活動内容の成果が不明確
・併任教員が大部分を占める状況にありながら、活動実績を蓄積している点はできる。	・併任教員が大部分を占め、併任教員が過大な労力を支払わなければならない状況は、センターの活動を安定的に継続する上で不安材料になることから、評価できない。
・佐賀大学の教育全般に対して、広く貢献していると思う。	・広報活動が足りず、センターの活動が見えにくい。そのため、例えば、ある案件を進めていく場合、それに対する教員の理解度の差が大きく、活動しにくいのではないかと危惧する。
・大学の評価関係などでかなりの役割を果たされたように思う。	・運営委員の寄与に偏りがある。特に
・大学教育委員会各専門委員会での重責を果たしている。 大学評価関係の成果。	・センターの活動内容が学部教員に伝わっていない
・大学教育委員会との連携のもと、本学の教育におけるシンクタンクの役割を果たしている。さらに、大学評価に関しては、全学的な指揮、取りまとめを行っている。	・活動内容が見えにくい
・ポートフォリオに関する概算要求 各種アンケート調査および解析 LMS 実施に関する指導および補助 高等教育に関する講演会の開催	・英語、IT 等現在注目を集めている分野に力を注ぎすぎ。哲学、心理学に代表される人間としての基本的な考え方を決定するのに必要な授業で教育のあり方を模索するのが最も求められているものではないか。
・さまざまな活動をこなしている	
・TOEIC 対応の英語教育	

5. 今後、センターにどのような活動を期待しますか。

教育方法開発に専念
大学教育全体の中心部局として、改善への積極的提言と、様々な啓発活動の実施。
評価対応ではなくて、教員の教育業務の改善を支援するという立場を、もう少し強調された方がいいと思います。
無駄ではあるが実施せざるを得ない事項については、学内で支払う労力やコストを最小限にするよう努力し、その分を実りある教育活動等に取組んでいくことを期待します。
これまで同様、高等教育開発に関する地道で着実な活動。
大学改革の中心的な業務を担っていただきたい。
専任教員を増やし、教育を先導する組織体制を強化するべきである。
ポートフォリオについて、LP を確実に実施し、TP をソフトに拡大して頂きたい。LMS をさらに充実させて頂きたい。
大学全体を見渡した教育環境の整備の提言、各種の評価書類の簡略化、大学の教育組織の改革に向けた提案など
教育 GP や概算要求として、大学の教育活動をリードするテーマを企画、申請することを期待します。
英語やIT等の技術的なものではなく、人間力を向上させる精神的な面に関する教養教育の充実

国立大学法人佐賀大学部局等評価検証結果報告書

部局の名称　高等教育開発センター
部局等評価の実施時期　平成 21 年 12 月 11 日

1.　評価手法

当該部局から提出された評価手法に関する資料に基づき報告書の評価手法について検証した結果、評価手法に沿って一連の作業が進められたと判断されたので、特に指摘する点はない。

評価手法は項目毎に適切であり、綿密に行われた。

2.　評価基準

当該部局から提出された評価基準に関する資料に基づき部局等評価の評価基準について検証した結果、評価基準は適切であった。

3.　評価の妥当性

当該部局から提出された事故点検・評価報告書に基づき部局等評価の妥当性について検証した結果、評価は評価基準に照らして妥当である。

いくつかの疑問点については、面談評価の時間をもうけて説明を受け、確認することで、解消できた。特に、高等教育開発センターが企画・立案した事項については詳細に説明を受け、努力の成果を確認することができた。

高等教育開発センターは少数の専任スタッフでありながら、併任教授、特任教授と協力して、教養教育運営機構との連携の下、大学教育委員会に設置された教育、FD, 企画評価、ICT の各専門委員会連絡会議等に参画するなど大学全体の教養教育体制と一体の体制で協力していくという効率的な活動体制を取るなど、教育実施体としても効率的であると評価したい。

国立大学法人佐賀大学 大学評価の実施に関する規則第 3 条第 2 項に定める検証を行い、上記のような結果が得られた。

平成 21 年 12 月 11 日

検証者　小島孝之